

平成31年第1回京丹波町議会定例会（第1号）

平成31年 3月 4日（月）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成31年 3月 4日

19日間

至 平成31年 3月22日

第 3 諸般の報告

第 4 町長施政方針説明

第 5 同意第 1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について

第 6 同意第 2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任について

第 7 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 8 議案第 4号 京丹波町ケーブルテレビ事業のあり方に関する審議会設置条例の
制定について

第 9 議案第 5号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

第10 議案第 6号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第 7号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

第12 議案第 8号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第 9号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第10号 京丹波町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

第15 議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第12号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 1 7 議案第 1 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 8 議案第 1 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 9 議案第 1 5 号 平成 3 1 年度京丹波町一般会計予算
- 第 2 0 議案第 1 6 号 平成 3 1 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 2 1 議案第 1 7 号 平成 3 1 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 2 議案第 1 8 号 平成 3 1 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第 2 3 議案第 1 9 号 平成 3 1 年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第 2 4 議案第 2 0 号 平成 3 1 年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第 2 5 議案第 2 1 号 平成 3 1 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第 2 6 議案第 2 2 号 平成 3 1 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第 2 7 議案第 2 3 号 平成 3 1 年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第 2 8 議案第 2 4 号 平成 3 1 年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第 2 9 議案第 2 5 号 平成 3 1 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第 3 0 議案第 2 6 号 平成 3 1 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第 3 1 議案第 2 7 号 平成 3 1 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第 3 2 議案第 2 8 号 平成 3 1 年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第 3 3 議案第 2 9 号 平成 3 1 年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第 3 4 議案第 3 0 号 平成 3 1 年度京丹波町水道事業会計予算

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 岩 田 恵 一 君
- 2 番 野 口 正 利 君
- 3 番 坂 本 美智代 君
- 4 番 東 まさ子 君
- 5 番 村 山 良 夫 君
- 6 番 谷 山 眞智子 君
- 7 番 西 山 芳 明 君
- 8 番 隅 山 卓 夫 君

- 9番 森田幸子君
- 10番 山田均君
- 11番 山下靖夫君
- 12番 谷口勝己君
- 13番 北尾潤君
- 14番 梅原好範君
- 15番 鈴木利明君
- 16番 篠塚信太郎君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- 町長 太田昇君
- 副町長 谷俊明君
- 参事 伴田邦雄君
- 参事 山田洋之君
- 総務課長 中尾達也君
- 監理課長 野村雅浩君
- 企画政策課長 木南哲也君
- 税務課長 松山征義君
- 住民課長 長澤誠君
- 保健福祉課長 大西義弘君
- 子育て支援課長 津田知美君
- 医療政策課長 中川豊君
- 農林振興課長 栗林英治君
- 商工観光課長 山森英二君
- 土木建築課長 山内和浩君
- 上下水道課長 十倉隆英君
- 会計管理者 久木寿一君
- 瑞穂支所長 山内善博君
- 和知支所長 榎川諭君

| | |
|---------|-----------|
| 教 育 長 | 樹 山 静 雄 君 |
| 教 育 次 長 | 堂 本 光 浩 君 |

6 出席事務局職員（2名）

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 藤 田 正 則 |
| 書 記 | 山 口 知 哉 |

開会 午前 9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 皆さん、おはようございます。

本日は、定刻にご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成31年第1回京丹波町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番議員・谷山眞智子君、7番議員・西山芳明君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの19日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの19日間と決しました。

会期中の予定につきましては、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、同意第1号ほか29件です。

後日、町長から追加議案の提出があります。

提案説明のため、町長ほか関係者の出席を求めました。

2月6日、全国町村議会議長会から、東まさ子議員が議員在職27年の表彰を受けられました。東議員には改めてお祝いを申し上げます。まことにおめでとうございます。

2月27日に、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

2月13日に総務文教常任委員会並びに福祉厚生常任委員会、2月15日に新庁舎建設特

別委員会、2月19日に産業建設常任委員会が開催され、それぞれ所管の調査研究が実施されました。

議会広報常任委員会には、議会だより第60号を発行いただきました。

本定例会までに受理した陳情書をお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

京丹波町ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、本定例会のビデオカメラによる撮影・収録を許可しましたので報告します。

本日、本議会終了後、議会広報常任委員会が開催されます。委員の皆様には大変ご苦勞さまでですが、よろしく申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、町長施政方針説明》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成31年第1回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきましてまことにありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

今期定例会は、私が町長就任後2回目となる当初予算案を提案させていただくこととなりました。

現下の社会経済情勢は、緩やかな回復基調が続き、雇用・所得環境の改善によって経済の好循環は着実に回りつつある一方で、昨年の夏に相次いだ自然災害により、個人消費などを中心に経済は一時的に押し下げられたとされています。

こうした状況の中、新年度の国の一般会計予算は、社会保障の充実や防災・減災、国土強靱化対策の推進など成長戦略に重点化され、前年度予算に対し3.8%増の101兆4,571億円が編成され、経済の好循環をさらに加速させるための予算とされています。

また、平成31年度の地方財政対策にあつては、消費税増税による地方税収入や地方交付税の増加見込みにより臨時財政対策債の発行を抑制するなど地方財源不足額は前年度の6兆

1, 783億円から4兆4, 101億円と大幅に縮小し、地方財政の健全化が図られています。

しかしながら、社会保障関係経費は、高齢化に伴う自然増や幼児教育無償化などでさらに増加する見込みであり、地方にとっても厳しい状況となっております。

こうした国や地方の情勢を背景としつつ、私の行政推進の基本理念である助け合いと活力のある「健康の里づくり」の実現に向けた施策をどのように進めていくのか、平成31年度における施策につきまして申し述べさせていただきます。

初めに、本年2月には、喫緊の課題である子ども子育て支援の充実と人口減少対策を重点的に推進するための課設置条例等の改正をお願いし、議決いただいたところです。この中で、人口減少対策を総合的に担う「にぎわい創生課」では、これまでの商工観光課所管業務に加え、移住・定住支援や町営バス運行、さらには区長会運営を初めとした地域振興事業を集約し、にぎわいの創出による地方創生を目指してまいります。

また、「こども未来課」では、こどもファーストの視点に立ち、子育て支援業務を総合的に実施するとともに、認定こども園の開設・整備に関する業務を所管し、子育て環境の充実を図ってまいります。このことは、今、まさに少子高齢化と人口減少社会への対応として総力を挙げて取り組んでいかなければならない課題だと考えております。

議員各位の格別のご指導、ご支援をお願いするものであります。

次に、健康の里づくりの実現に向けた5つの柱に沿ってご説明申し上げます。

まず、1つ目の柱は「町行政の公正化」であります。

町政運営の推進には当然のことではありますが、町民の皆さんのご理解とご協力がなくては進めることができません。常に行政の動きをお伝えし、ご意見を伺いながら進めていく必要があります。その機会としてタウンミーティングを継続して実施をしてまいります。何でも気軽に話せる場として開催方法についても工夫をしていきたいというふうに考えております。

次に、新庁舎建設についてであります。現在、基本設計を終え、実施設計に着手しており、間もなく全体の事業規模が明らかとなるところです。今秋の庁舎本体の工事発注に向け、コスト削減を図りますとともに、2021年3月の新庁舎完成を目指し、スピード感を持って取り組んでまいります。また、関連します道路拡幅工事や排水路整備など一体的に整備を進めてまいります。

2つ目の柱は「環境整備」であります。

まず、地域が元気であることも「健康の里づくり」の重要な要素であります。このことか

ら、活力ある地域づくりや地域の課題解決に向けて、引き続き地域の活動を積極的に応援してまいります。

本町の豊かな自然や生活環境の保全につきましては、環境保全に関する普及啓発を行うとともに、公害防止や産業廃棄物の適正処理、さらに適正な動物飼養や空き地管理などについて関係機関と連携を図るとともに、住民の皆様や事業者の皆様にもご協力をいただきながら、安心して安定した生活環境の維持に努めてまいります。

また、生ごみ等堆肥化容器購入助成や資源ごみ集団回収事業補助金制度により、ごみの減量化や再資源化を推進するとともに、地球温暖化防止対策や再生可能エネルギーの普及を推進する一助として、「住宅用太陽光発電システムの設置にかかる補助制度」を京都府と連携し、継続をしてまいります。

近年、自然災害により道路や河川、農林業施設、家屋等への被害が多く発生しております。特に昨年7月の西日本豪雨を初め、台風の接近によって甚大な被害を受けたところです。その際には地元の消防団員、区、関係団体等が連携を取りながら住民避難、応急対応に当たっていただき、住民の安全確保と被害の拡大を未然に防いでいただいたところであります。大規模な自然災害の発生が当たり前のようになっている現在、住民の皆さんが自身の身を守る意識を持っていただく必要があります。そのためには、日頃から自然災害の恐ろしさを理解し、緊急時の対応になれていただき、落ちついた行動が取れるよう、住民避難訓練を初め、学習する機会づくりにも取り組んでまいります。また、災害時における初期対応は、地域において連携を図っていただくことが重要であることから、自主防災組織化を推進してまいります。

原子力防災につきましては、万一の事故に備え、住民の安全と安心を守るため、引き続き避難路の整備や要支援者等への車両の確保を国に求めるとともに、地域協議会での連携を図りながら、原子力施設の現状や安全対策等の把握と、住民避難訓練の実施により住民避難計画の確認・検証を行い、課題の解消に努めてまいります。

次に、一般住宅等の耐震化では、京丹波町建築物耐震改修促進計画の見直しを行うとともに、現行の耐震基準に適合していない建築物におきましては、引き続き耐震診断事業や耐震改修事業を促進するとともに、住宅改修補助金交付事業につきましても、地域経済活性化への効果も大きいことから、継続して事業を進めてまいります。

水道事業につきましては、継続して安心して安全な水道水を供給していくため、現有施設の能力維持に努めるとともに、高経年化施設の計画的な更新を進めてまいります。

また、下水道事業では、循環型社会の構築を図るため、予防的な維持管理を行うとともに

効率的な老朽化対策を推進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めてまいります。

3つ目の柱は「暮らしの安心・安定」であります。

町民の皆様が安心して暮らしていただくための最重要課題は、地域医療の確保であると存じております。現在、平成31年度診療体制の確立に向け、京都府を初め関係医療機関へ出向き、医師確保に全力を尽くしているところでございます。

念願でありました医師住宅の完成を初め、京丹波町病院での地域包括ケア病床の導入や診療放射線技師の勤務形態の改正、時間外における簡易血液検査の実践など、計画から実行への転換期を迎えております。可能な限りさまざまな分野にチャレンジをし、地域包括ケアシステムの推進に努めてまいります。

また、少子高齢化が進行する中であって、高齢者や障害者の方々が安心して暮らせる環境づくりは最も重要な政策課題であります。平成28年度末に策定しました地域福祉計画に基づき、今後とも、地域全体での見守りや声かけの取り組みを進め、みんなで支える地域福祉づくりを推進してまいります。

さらに、深刻な介護人材不足に対応するため、福祉人材確保対策事業と、昨年4月に創設しました介護福祉士育成修学資金貸付事業を通じて、引き続き町内福祉事業所等への人材確保支援に努めてまいります。

次に、住民の安心・安全と、健康で心豊かな生活を保障するための施策についてであります。

これまでから、基本健診とがん検診が同時に受診できる総合健診の推進を初め、がんの早期発見と疾病リスクの軽減を図るため、ピロリ菌検査の導入、胸部レントゲン検査のデジタル化、乳がん検診の広域化による個別検診の実施等を進めてきたところであります。

平成31年度におきましては、平成26年度に実施しました19歳から74歳までの方を対象とした尿中塩分測定検査を住民健診に取り入れ、5年間の比較を行いながら保健指導等を進めることとしております。

休日健診につきましては、昨年度と同様に2回実施するなど、健診の充実とさらなる若年層や勤労者が受診しやすい体制づくりに努めてまいります。

また、平成28年度末に策定しました第2次健康増進計画及び平成31年度からスタートします第2次食育推進計画をもとに、引き続き、健康づくり推進協議会や食生活改善推進員協議会を初め関係機関との連携を強め、地域ぐるみの「健康づくり」と、きめ細かな保健指導に取り組んでまいります。

さらに、平成31年度からスタートします自殺対策計画に基づき、誰もが自殺に追い込ま

れることのない地域づくりを進めてまいります。また、安心して医療が受けられるよう心身障害者やひとり親家庭等に対する医療費助成を初めとして、出生から18歳以下の方までの医療費負担を医療機関ごとに月額200円とする医療費助成制度や、妊婦健診に必要とされる健診14回分及び産婦健診2回分を全て公費負担とする制度、さらには妊娠を望む方に対する不妊治療にかかる費用を軽減する不妊治療助成金事業を継続してまいります。

また、新生児への虐待未然防止や産後不安を抱える母親への支援策として、妊娠・出産包括支援事業も進めてまいります。

介護保険分野では、平成30年度から3カ年を計画期間とする高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画に基づき、引き続き、介護保険事業の健全かつ円滑な運営を図るとして、家族介護支援を初めとする認知症施策を積極的に実施し、地域の社会資源も活用する中で高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていける地域包括ケアシステムのさらなる充実に取り組んでまいります。

また、障害者支援では、平成30年度に策定しました第3期障害者基本計画及び第5期障害福祉計画並びに第1期障害児福祉計画に基づき、相談支援事業の充実と、きめ細かな障害福祉サービスの提供に努めるとともに、障害者等の自立と社会参加の促進が図られるよう、関係機関と連携をし、地域生活支援事業を推進してまいります。

消費生活の安全確保に関しましては、消費生活相談員による「消費者相談窓口」を継続し、相談員による出前講座を初め、高齢消費者のトラブル防止など関係機関と連携した啓発活動に取り組むとともに、持続的に安定した消費者行政の推進に努めてまいります。

また、「女性のための相談窓口」も、毎月1回の実施を継続し、関係機関と連携のもと、各種相談業務の充実を図ってまいります。

交通対策につきましては、町営バスが本町における公共交通の中心的存在として役割を發揮するよう引き続き利便性の向上とコスト削減に努めてまいります。また、町内唯一の高校である須知高校への通学支援につきましては、町営バスの利用促進及び須知高校の活性化対策として引き続き助成を実施します。

また、近年では、高齢者が関係する重大な交通事故が全国的に多発しておりますことから、その対策として運転免許証自主返納制度を設けており、本年1月末現在で106名の方がこの制度を活用いただいております。今後も引き続きJRバスや町営バスなどの公共交通利用への誘導を図り、高齢者の事故防止に努めてまいります。

4つ目の柱は「子育て支援」であります。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するため、「京丹波町子ども・子育て支援事

業計画」に基づき、「子育てをみんなで育む地域の輪」を基本理念に、地域の実情や特性を踏まえた子育て支援施策を総合的に推進しているところであります。全ての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる社会の実現を目指して、発達支援事業の充実を初め、児童虐待の未然防止を図るための専門職員を配置し、子育て支援機関との連携強化に努めるなど、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を引き続き実施してまいります。

また、地域での児童の預かり等の相互援助活動を支援する「ファミリー・サポート・センター事業」は、会員数も増加するなど順調に事業が進んでおり、引き続き推進してまいります。

保育所の運営につきましては、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、質の高い教育と保育の充実、安心安全な施設整備に努めてまいります。さらに、本年10月からの消費税率引き上げ時にあわせて実施されることが閣議決定されました「幼児教育・保育の無償化」についても、今後、着実に取り組みを進め、子育て世代の負担軽減を図ってまいります。

平成31年度は、「第2期京丹波町子ども・子育て支援事業計画」の策定年度でもありません。京丹波町子ども・子育て審議会、また町民の皆様のご意見を伺いながら、よりよい子育て環境の整備と子どもたちの明るい未来が実現できる計画の策定を進めてまいります。

幼保連携型認定こども園の整備に関しましては、教育・保育を一体的に行う、いわば幼稚園と保育所のよさをあわせ持つ施設として、2022年4月の開設に向け、引き続き準備を進めてまいります。

さらには、丹波地区の学童保育1組を丹波ひかり小学校敷地内で整備を行うなど、子育て環境の充実を一層推進してまいります。

また、教育分野におきましては、ふるさとをよく知り、ふるさとを愛する心を育むため、子どもから高齢者まで生涯を通じたきめ細やかな生涯学習を推進してまいります。

まず、学校教育につきましては、いじめ防止対策の推進や学校施設の維持管理など、安心・安全に学ぶことができる環境を整えるとともに、就学や進学を見据えた保幼小中並びに須知高校との切れ目のない連携や「学びを育む京丹波町メソッド」による授業改善、さらに豊かな心を育むための音楽や美術などの専科教育の充実等、新学習指導要領に基づき、英語教育や情報教育の充実にも努めてまいります。

また、地域学校協働活動推進事業では、地域の皆さんと一体となった学校の維持充実と地域活性化の取り組みを一層推進してまいります。

次に社会教育におきましては、心の健康づくりを推進するため、ふるさとの文化にふれ、

学び合う場の提供や町民の多様化する学習ニーズに対応する取り組みを進めてまいります。
また、青少年の健全育成のための家庭教育の充実や一人ひとりの人権が尊重される心豊かな町を築くため、人権啓発の推進に努めてまいります。

スポーツの推進につきましては、若年層の体力・競技力の向上や高齢者層の健康寿命延伸のため、京都トレーニングセンターの積極的な活用など、各年代層に応じた運動機会の創出に努めてまいります。

5つ目の柱は「産業振興」であります。

農林業関係につきましては、有害鳥獣対策を初め、担い手の確保や育成、特産物の生産振興、農業・農村整備、循環型農林業の推進に取り組んでまいります。

有害鳥獣対策では、野生鳥獣被害総合対策事業を活用した金網フェンスなどの設置や深刻なサル被害に対応するため、個体数や行動調査を行うとともに、サル捕獲檻を設置し対策を強化してまいります。

また、「大丹波サル対策広域連携協議会」と連携し、広域に行動するサル群に対して、個体管理の効率化を図るため新技術を用いた取り組みを実施してまいります。

さらに、狩猟者の確保・育成を図るため、狩猟免許の取得支援制度のほか、町域を越えた広域捕獲の実施や鳥獣撃退器の導入に対する補助や新機種の実証など、より効果的な対策を実施してまいります。

担い手育成対策では、地域の中核的な担い手となる認定農業者や新規就農者を初め、集落営農組織などが行う農業機械の導入や施設整備に対する支援を実施します。また、担い手養成実践農場事業を活用し、技術習得から就農までを一貫して支援するとともに、就農前後の認定就農者に給付金を支給し、定着を図るほか、多様な担い手を増加させるために、空き家を活用した住環境の整備を図るなど、新たな研修制度の仕組みの構築や農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積を進めてまいります。

生産振興対策では、消費者の安全・安心への志向が高まる中、売れる米づくりを進めるとともに、主要な特産物である「黒大豆」、「小豆」を初め、「そば」、「京野菜」、また、加工米である「京の輝き」や「飼料用米」、「飼料用稲」など、需要に応じた作物の生産振興を図るほか、本町の名産である「丹波くり」の生産拡大を図るため、丹波くり振興事業や国の山村活性化支援交付金を活用し、生産者の確保・育成と生産拡大・販売力の強化に向けた取り組みを引き続き実施してまいります。

また、京丹波町産農産物等の新たな認証制度を本年度から実施し、京丹波ブランドの一層の確立を支援してまいります。

畜産対策につきましては、堆肥の活用による土づくりを初め、中核的な担い手が行う機械導入や施設整備に支援を行うとともに、経営所得安定対策を活用した耕種農家と畜産農家の協力による自給飼料の生産、供給のできる仕組みづくりを推進してまいります。

農業・農村整備につきましては、地震・豪雨等の自然災害に備えるため、基幹的な農業水利施設の老朽化対策を講ずるなど、農村地域の防災・減災に向けた整備を行うとともに、一定規模のため池点検を実施します。また、中山間地域等直接支払や多面的機能支払交付金の活用等により、農業・農村の多面的機能の保全が図れるよう支援してまいります。このほか、小規模農家を含めた地域活動を強化するため、地域外の人材の活用を含めた地域の基盤づくりや、地域資源を生かした「なりわい」づくり、また、企業と提携したビジネスへの発展までを一体的に支援する集落連携活動を引き続き推進してまいります。

林業振興面では、林業経営の向上や林業団体の育成を図り、あわせて森林の持つ多面的機能を良好に維持していくため、森林を整備する地域活動等への支援を実施します。また、本町の人工林の3分の2が利用期を迎える中、森林施業の集約化や路網整備を通じた施業の低コスト化を図るため、仏主区から細谷区を結ぶ「月ヒラ長老線」の開設に取り組むなど、計画的な森林整備を進めてまいります。

さらに、公有林整備事業により、伐採、植林、保育にかかる雇用を創出するとともに、伐採技術の向上と低コスト技術の習得を図り、今後の施業モデルを構築してまいります。

また、間伐材の搬出コストに対する支援を行い、切捨間伐から搬出間伐への切りかえを促進し、経営基盤の強化と資源の有効活用を図ってまいります。

平成31年4月1日に施行される「森林経営管理制度」では、適切な経営管理を行わなければならない責務があることを明確化した上で、適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者や市町村に委ね、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることとされております。本町においても今後、取り組みを進めてまいります。

「京都府立林業大学校」との連携では、実習林の提供などの支援を行うほか、さまざまな面で連携を強め、森林林業の発展と町の活性化を図ってまいります。今春は、6期生16名が卒業される見込みであり、京都府内外の林業関係機関などへの就職が内定していると聞いております。卒業生の皆様の活躍を心から期待するものであります。

また、循環型森林経営など先進的な取り組みを進める北海道下川町との交流を通じて、本町の森林林業施策の一層の推進を図ってまいります。

さらに、第2次京丹波町総合計画の将来像であります「自給自足的循環社会」の構築に向けて、バイオマス産業都市構想の具現化に向けた取り組みを進めるため、森林資源や家畜排

せつ物を初めとした町内に豊富に存在するバイオマスをフル活用し、地域内の資源と経済が循環する仕組みを構築し、林業・農業・畜産業の活性化や雇用の創出を図ってまいります。特に地域資源の活用では、京丹波町バイオマス産業都市構想を基本にバイオマスの活用を推進し、産業創出と地域循環型のまちづくりを目指します。

また、町内産木材利用促進事業や薪ストーブ等導入事業、京丹波ぬく森のイス贈呈事業、木育の推進などを通じて、町内産木材の活用と木のぬくもりを感じる豊かな暮らしの実現に取り組んでまいります。

次に、道路等の整備であります。道路は産業活動や住民生活を支えるとともに、地域の連携や交流圏の拡大など、地方創生を実現するためにも欠かすことのできない社会基盤であります。このため、道路の利便性・安全性の向上はもちろん、観光入込客数の増加などのストック効果が最大限発揮できるよう、必要な道路整備に取り組んでまいります。また、橋梁などの定期点検や長寿命化計画を踏まえた老朽化対策、通学路などの安全対策に引き続き取り組んでまいります。

国道関係につきましては、旧町間を結ぶ重要な幹線道路であることから、国道27号中山白土間の狭小区間改修や国道9号橋爪地区の歩道等の整備に向けて、関係団体とも協議し、安全な道路の早期実現に向け引き続き取り組んでまいります。

府道関係につきましては、沿線市との連絡や、国道に連絡する幹線道路であることから、災害時の避難道路や交流基盤として、その役割は重要であります。このため、早期改修に向けて、沿線住民の皆様や促進同盟会、協議会の皆様とともに継続して要望活動を行ってまいります。

河川整備等につきましては、畑川ダムの完成により治水機能が向上し、安心・安全が図られたところであります。引き続き、高屋川「藤ヶ瀬工区」改修事業について、事業進捗が図られるよう京都府と連携して取り組むとともに、災害の常習地となっている須知川等の河川につきましては、事業化に向けた関係者との連携、調整に取り組んでまいります。

また、砂防事業等につきましても京都府と連携して取り組むこととし、町管理河川におきましては、災害の発生につながることをないよう、必要な修繕を行い健全な河川環境の整備に努めてまいります。

なお、畑川ダム湖畔の周辺整備につきましては、財源の確保が課題だと考えております。地域との合意形成を図りつつ京都府と一体となって整備するため、国・京都府に要望してまいります。

次に、商工業の振興につきましては、一部に景気回復の兆しも見えるものの中小事業者に

としては、依然として厳しい経済情勢の中で、商工会と連携した小規模商工業者等の育成や補給金制度など、町独自施策として商工業者の経営安定に向けた支援を引き続き行うほか、企業誘致や起業育成及び地元企業の活性化を推進してまいります。

特に、町内での起業を後押しする支援として、起業・新事業創出補助金を活用しながら、地域における雇用創出及び地域への人材定着を推進してまいります。

また、国の地方創生推進交付金を活用して、新たに地域商社の立ち上げを行い、地域資源のブランド化や販路開拓により、農林業や商工業の活性化を図り、起業家育成や雇用創出につなげてまいります。

観光の振興につきましては、食をテーマとしたさまざまな取り組みを実施し、「食のまち・京丹波」として全国への流通拡大や町内への集客などを図ってまいります。

平成31年度も「食の祭典」を丹波自然運動公園、須知高校を会場として、本町の豊かな食を広く情報発信するとともに、町民総参加のイベントとして町民の皆様の誇りづくりや元気づくりにつなげてまいります。

また、国の地方創生の流れの中、町内の自然環境を生かした映画等ロケ誘致事業を進めてまいります。この取り組みでは、ロケ地を新たなまちづくりの種（シーズ）として「映画のまち、映像文化のまち」として本町の活性化を目指します。

さらに、道の駅「京丹波 味夢の里」に隣接して、民間事業者によるホテル建設が計画されています。この機会に、京丹波町の魅力を広くPRし、町内に観光客を呼び込めるような取り組みを推進してまいります。

また、特産物の販売や施設利用をきっかけとした道路利用者の町内への誘導方法の確立など、京丹波町観光協会等関係団体と連携を図りながら推進をしてまいります。

このほか、東京オリンピック・パラリンピックを契機としたホストタウン構想やスポーツ観光聖地化事業を推進することにより、交流人口の拡大を推進してまいります。

最後になりましたが、健康の里づくりの1つである「町財政の健康」であります。これまでに述べてまいりましたさまざまな施策の実現には、健全な財政を維持することが不可欠であります。少子高齢化と人口減少によって年々増加する社会保障費や大型事業の実施に伴う地方債残高の増加など、財政状況も厳しさを増しております。今後におきましても、新庁舎の建設など多くの地方債の借入れが見込まれますとともに、普通交付税の合併特例算定の段階的縮減を踏まえ、さらなる財政の健全化対策が求められます。

このことから、自主財源である地方税の確保におきましては、「公平・公正」の原則のもと、納税者の立場に立った適正な課税と徴収に努めていかなければなりません。このため、

京都地方税機構と十分連携し、納税者の利便性を図りながら、徴収率の向上に努めてまいります。

また、何事におきましても、町民の皆様への説明責任をしっかりと果たし、要望に応えられるよう、また、まちづくりに参画いただけるよう職員一人ひとりが常に住民目線で物事を考え、町政運営に取り組んでまいります。

以上、さまざまに申し上げてまいりましたが、これらの諸施策の実現は、私一人でなし得るものではございません。緊張感とスピード感を持って誠実に、意思決定機関である議会や町民の皆様のご意見を伺いながら、職員と一丸となって全力を注いでまいります決意であります。

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

以上、平成31年度の施政方針といたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上で町長の施政方針の説明を終わります。

お諮りします。

ただいまから上程になります日程第5、同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任についてから、日程第34、議案第30号 平成31年度京丹波町水道事業会計予算までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

《日程第5、同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について～日程第34、議案第30号 平成31年度京丹波町水道事業会計予算について》

○議長（篠塚信太郎君） これより日程第5、同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任についてから、日程第34、議案第30号 平成31年度京丹波町水道事業会計予算までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任及び同意第2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任につきましては、平成31年5月25日の任期満了に伴う財産区管理委員の選

任について、議会の同意をお願いしております。

まず、同意第1号の京丹波町須知財産区管理委員として選任の同意をお願いする委員さんについてご紹介を申し上げます。

荒井 豊氏は、京丹波町須知新町74番地にお住まいで、昭和24年11月12日のお生まれです。衣料小売業を営まれ、これまで町民生児童委員や京丹波町商工会理事をお務めになり、現在は、地元山林組合の役員を務められています。引き続き管理委員に選任するものであります。

谷山 均氏は、京丹波町安井観音寺28番地にお住まいで、昭和25年3月30日のお生まれです。長年にわたり、京都や大阪の各地方方法務局に勤務され、現在は司法書士としてご活躍されております。また、これまで、安井区区長をお務めにもなられました。引き続き管理委員に選任するものであります。

太田保夫氏は、京丹波町曾根宮ノ浦戸麦54番地1にお住まいで、昭和27年2月26日のお生まれです。京都府職員として長く勤務され、現在は建設会社にお勤めされています。また、これまでから地元曾根区の役員をお務めになり、現在も、地元農事組合並びに生産森林組合の委員としてご活躍されております。新たに管理委員に選任するものであります。

湊 修氏は、京丹波町上野中垣内35番地にお住まいで、昭和31年2月14日のお生まれです。現在、町内のゴルフ会社に勤務され、また、これまでから、地元上野区の副区長をお務めになり、現在も、地元生産森林組合長としてご活躍されております。新たに管理委員に選任するものであります。

岡本健幸氏は、京丹波町蒲生大仙坊73番地にお住まいで、昭和33年12月14日のお生まれです。京丹波森林組合に勤務され、また、現在も地元農事組合並びに水利組合の委員としてご活躍されております。新たに管理委員に選任するものであります。

松谷實二氏は、京丹波町高岡岩崎25番地1にお住まいで、昭和26年9月22日のお生まれです。農業を営まれており、これまで、町農業委員並びに博村区長をお務めになられております。引き続き管理委員に選任するものであります。

徳岡信男氏は、京丹波町新水戸二反田12番地にお住まいで、昭和23年4月30日のお生まれです。長年にわたり、府立高校の教員として勤務され、これまで新水戸区長並びに須知財産区竹野地区補助員をお務めになられております。引き続き管理委員に選任するものであります。

続きまして、同意第2号 高原財産区管理委員として選任の同意をお願いする委員さんについて、ご紹介を申し上げます。

山根正喜氏は、京丹波町下山小畠 8 番地 1 にお住まいで、昭和 26 年 3 月 30 日のお生まれです。町内のテント製造会社に勤務され、下山蕨区長を歴任されております。引き続き管理委員に選任するものであります。

山内憲男氏は、京丹波町下山道ノ間 12 番地 1 にお住まいで、昭和 21 年 11 月 1 日のお生まれです。地元で自動車整備業を営まれており、下山区長を歴任されております。新たに管理委員に選任するものであります。

久保元明氏は、京丹波町豊田九手 60 番地にお住まいで、昭和 23 年 9 月 6 日のお生まれです。電気通信関係会社に長く勤務され、豊田区副区長、消防団部長を歴任されております。引き続き管理委員に選任するものであります。

森脇幸夫氏は、京丹波町実勢トミ谷 60 番地にお住まいで、昭和 22 年 10 月 15 日のお生まれです。京都府職員として長く勤務され、実勢区副区長、生産森林組合理事を歴任されております。引き続き管理委員に選任するものであります。

太田誠一氏は、京丹波町富田坪井 19 番地にお住まいで、昭和 21 年 11 月 18 日のお生まれです。警備会社に長く勤務され、富田区農事組合長、京丹波森林組合の総代を歴任されております。引き続き管理委員に選任するものであります。

山本正行氏は、京丹波町富田堂山 7 番地にお住まいで、昭和 24 年 7 月 13 日のお生まれです。京都市消防局に長く勤務され、富田区農事組合長を歴任されております。引き続き管理委員に選任するものであります。

山田正雄氏は、京丹波町豊田千原 135 番地にお住まいで、昭和 35 年 12 月 27 日のお生まれです。照明器具製造会社に勤務されるとともに上豊田生産森林組合長を歴任されております。引き続き管理委員に選任するものであります。

以上、ご紹介しました皆さんは、それぞれ豊富なご経験により、地元区の活動におきましても多方面にわたりご活躍されており、また、農林行政にも見識があり、財産区管理委員として適任であります。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

平成 31 年 6 月末をもって任期満了となります森裕美子委員を再推薦したいので、議会のご意見をお伺いするものであります。

森氏は、人権啓発や人権相談など積極的に活動いただいているところであり、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議案第 4 号 京丹波町ケーブルテレビ事業のあり方に関する審議会設置条例の制定につき

ましては、情報通信環境の急速な変化を踏まえ、中長期的な観点から京丹波町ケーブルテレビ事業の今後のあり方を検討するため、設置するものであります。

議案第5号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、消費税率及び地方消費税率が平成31年10月1日から引き上げられることに伴い、公の施設の使用料等について引き上げを行うこととし、これに伴う関係条例の改正をお願いしております。消費税の引き上げに関しましては、国の政策であり、改正はいたし方ないものと考えておりますが、料金等の改正につきましては、住民の皆様にご理解をいただけるよう努めてまいります。

議案第6号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、性同一性障害、性的指向及び性自認に考慮して、印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取り扱いとするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第7号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、労働基準法の一部改正及び人事院規則の一部改正を踏まえ、職員の長時間労働の是正及び健康管理の観点から、時間外勤務に関し必要な事項を規則で定める規定を追加するものであります。

議案第8号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤の特別職の職員のうち、学校教育指導主事及び社会教育指導員を勤務実態にあわせて、臨時的雇用職員としての取り扱いに改めるものでございます。

議案第9号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成31年4月から平成32年3月までの間、特別職の給料及び期末手当の額を100分の10減じた額とするものでございます。

議案第10号 京丹波町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸し付けにおいて、貸付利率及び保証人についての見直しと償還方法に関して、所要の改正を行うものでございます。

議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、低所得者に係る保険料の負担軽減措置の拡大に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第12号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、学校教育法の一部改正を受け、水道法施行規則及び技術士法施行規則の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第13号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、グリーンランドみずほの指定管理者に、グリーンランドみずほ株式会社を指定するものでございます。

議案第14号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、瑞穂マスターズハウス及び瑞穂マスターズ農園の指定管理者に、グリーンランドみずほ株式会社を指定するものでございます。

次に、議案第15号 平成31年度京丹波町一般会計予算から、議案第30号 平成31年度京丹波町水道事業会計予算につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、一般会計予算の総額は、114億1,300万円、前年度当初予算に比べ3.1%、3億4,700万円の増額となりました。また、公営企業会計を含む特別会計全体では、86億2,705万1,000円となり、前年度対比3.6%の減額となっております。介護保険事業特別会計における保険給付費の減額や水道事業会計における減価償却費の減、移設工事費の減額が主なものであります。

なお、全ての会計の総額は200億4,005万1,000円となり、前年度対比2,946万4,000円、0.1%の増額となりました。

それでは、一般会計の歳出から特徴的なものについてご説明いたします。

総務費では、新庁舎建築敷地内の地下式調整池の整備や庁舎本体の建築工事などに9億1,018万円、本町の豊かな食のPRと地域振興を図るためのふるさと寄附金制度の運営経費として4,454万円、新庁舎整備に合わせ、瑞穂支所機能の移設を想定し、移転先の施設改修に係る設計業務委託に150万円、和知支所機能の維持継続を目的とした耐震化工事として8,710万円を計上しております。

また、須知高校への教育支援として教育振興対策交付金130万円、通学支援として町営バス利用促進助成金128万円、高齢者運転免許証自主返納奨励金に30万円、高齢者運転免許講習実施支援補助金として145万円、町営バス運行事業特別会計への繰出金に8,727万円、住民自治組織の育成と組織化を支援する住民自治組織まちづくり交付金、地域力向上事業助成金及び京丹波町住民自治組織連絡協議会への補助金を合わせて204万円、地域おこし協力隊の活動経費に1,893万円を計上したところであります。

また、地域資源活用推進事業として、バイオマス産業都市構想の具現化を図るための委員会運営経費などに34万円、京丹波ぬく森のイス贈呈事業や北海道下川町との交流など森林（もり）の文化創造事業に303万円、木質バイオマス活用のモデル事業として運用しています地域熱供給施設管理事業に1,034万円を計上しております。

民生費では、少子高齢化が進む中、高齢者や障害者の皆様が住みなれた地域で安心して自

立した生活を営むことができる環境づくりと、児童福祉における子育て支援の充実、拡充に配慮した予算編成に努めたところであります。

主なものとしましては、福祉人材確保対策として、福祉人材確保対策事業に165万円と介護福祉士育成修学資金貸付事業に200万円、平成31年度は隔年実施しております「京丹波町戦没者追悼式」の開催にあたり追悼式の開催経費を含む戦傷病者遺族援護事業に231万円、障害者の自立支援事業に3億6,928万円、自立支援医療給付事業に2,232万円、地域生活支援事業に4,839万円を計上しております。

また、高齢者福祉では、介護保険事業に3億603万円、介護療養型老人保健施設運営事業に7,831万円、高齢者の在宅生活を支援する在宅高齢者等生活支援事業に2,666万円、後期高齢者医療広域連合に対する給付費負担金など関係経費に3億455万円を計上しております。

また、出生から18歳以下の方までの入院等に係る子育て医療費助成事業として、総額2,427万円、すこやか子育て祝金事業に510万円を計上したほか、ファミリー・サポート・センター事業に425万円、子育て応援助成事業として子育て世帯での住宅リフォーム支援事業補助金に500万円、児童手当支給事業に1億5,319万円を計上しております。

次に、保育所費では、町立3保育所の運営経費や環境整備に総額3億4,111万円を計上し、子どもたちの健やかな成長を支援することとしております。

衛生費では、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指し、健診内容を充実させ、引き続き、各種健診事業を無料で実施するとともに、健診後の保健指導や健康教育事業の充実を努めてまいります。また、安心して妊娠、出産ができる体制の確保のための不妊治療給付事業に90万円、妊産婦健康診査などに542万円、出産前後の妊産婦への支援を図る妊娠出産包括支援事業に40万円、生活習慣病予防のための特定健康診査事業に1,672万円、胃がん、大腸がん、乳がん検診など、その他健康診査事業に4,310万円を計上しております。

また、予防費では、従来の予防接種に加え、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた現在39歳から56歳の男性が風疹に係る定期予防接種の対象者として追加されたことに伴う経費も含み、予防接種事業に3,410万円を計上しております。

環境保全、地球温暖化防止などの環境衛生対策では、地球温暖化対策として再生可能エネルギーの推進を図ることを目的に、住宅用太陽光発電システム設置費補助金などに230万円を計上したほか、下水道会計への繰り出しを含め6,324万円、清掃費には、船井郡衛生管理組合の分担金を主なものとして3億682万円、上水道費には水道事業会計への補助金として6億1,010万円を計上しております。

農林水産業費につきまして、農業費では、被害防止や捕獲施設の設置を図る有害鳥獣対策事業に8,620万円を計上するほか、中山間地域等直接支払事業に1億1,083万円、多面的機能支払交付金事業に1億1,475万円を計上し、地域ぐるみの活動や営農への支援を行うとともに、集落営農組織への農業機械導入補助を初めとする農業振興事業に815万円、新たに新設した認定農業者や新規就農を支援する経営体確保・育成事業に627万円、次世代を担う農業者となることを目指す方の経営確立を支援する農業次世代人材投資事業に1,800万円、特産物等作付助成などの水田農業構造改革対策助成事業に2,830万円、黒大豆・小豆の生産拡大を図るための機械導入への助成を行う地域特産物生産応援事業に1,026万円、実需からの具体的なニーズに対応するため、生産・流通に係る機械整備や老朽化する共同乾燥施設を長寿命化させる機能保全を支援する京の米生産イノベーション事業に441万円。また、農産物の新たな認証制度の実施や担い手対策、農業の生産振興を図る農業技術者会議活動強化事業に100万円、空き家を活用した住環境の整備を行う、移住定住促進事業に570万円、地域資源を生かした「なりわい」づくりや企業と提携したビジネスへの発展までを一体的に支援する農村型小規模多機能自治推進事業に390万円。ロケ地活用として整備を図る鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業に573万円、農業用施設整備などの農地保全事業に892万円、ため池点検等を行う土地改良施設維持適正化事業に823万円を計上し、営農組織や担い手育成、特産物の生産振興、ため池など農業生産基盤の整備と防災・減災に向けた取り組みを進めてまいります。

また、山村振興費では、面積の83%を占める森林の多くが利用期を迎えることから、森林伐採計画の策定や木材販売支援システムの開発、本町の特産である「丹波くり」の生産振興など、山村振興地域での地域資源活用を図る、山村活性化支援事業に1,032万円を計上し、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、ケーブルテレビの運営には1億9,863万円を計上し、施設の適正な維持に努めるとともに、今後のケーブルテレビ事業のあり方について検討してまいります。

林業費では、林業の担い手育成を初めとする林業振興対策事業に471万円、町有林の整備、皆伐・主伐・間伐等を実施する公有林整備事業に1億56万円、特用林産物の安定した生産体制の構築や町内の経済循環の促進及び林業就業者の育成を図る森林資源循環利用促進事業に266万円、町内基幹林道の維持管理費用及び地元管理林道の維持管理工事に係る経費の助成や上乙見地区治山流路工設計業務等、林道維持管理事業に580万円、森林の多くが利用期を迎えることから路網の整備を通じた低コスト化を図ることが重要であり、新たな森林管理道の月ヒラ長老線開設の開設に係る測量設計監理業務等、森林管理道開設事業に2,

583万円を計上し、森林の保全及び活用と路網整備を図ってまいります。また、本路線につきましても災害等緊急時の補完道路として位置づけ、効果的な運用を図ることとしております。

商工費では、新規事業として、京丹波町の豊かな地場産品等の地域資源を商品化し、ふるさと納税の仕組みを活用した販路開拓や起業支援を行う地域商社の立ち上げ支援として1,000万円、消費税引き上げによる低所得者及び子育て世代への影響を緩和し、消費喚起対策として行うプレミアム商品券発行事業に775万円を計上したほか、小規模事業経営支援事業への補助を初め、資金融資利子補給などの商工業振興事業に2,033万円、融資保証料補給事業に130万円、本町の特性にあった企業誘致を推進する企業誘致対策事業として140万円を計上したほか、京丹波町産業ネットワークの活動を通じた新事業の創出や雇用促進、起業セミナーの実施など町内での起業を支援する起業・新産業育成事業に795万円を計上し、小規模店舗や中小企業への経営支援を引き続き実施します。このほか、買い物支援バス運行事業に124万円を計上するなど、商工業の振興を図ってまいります。

観光費では、観光振興事業として、京丹波町観光協会の運営補助に700万円を計上し、夏まつり開催への助成と観光協会との連携による京丹波町ならではの観光事業を推進してまいります。また、道の駅「京丹波 味夢の里」の維持管理・運営モニタリング業務委託費などに560万円を計上し、引き続き施設の適切な運営業務の確認を行うこととしております。京丹波まるごと交流型観光推進事業には963万円を計上し、各種物産展への参加や旅行会社訪問など積極的な観光プロモーションを実施し、戦略的な観光施策を推進します。また、ロケ誘致・観光振興の促進などロケ地誘致事業に1,243万円を計上し、京丹波町ロケーションオフィスの運営を行ってまいります。

土木費では、道路維持費として6,067万円を計上しております。冬季の除雪を初め、道路利用者の通行に支障がないよう維持管理に努めてまいります。道路新設改良費では、蒲生野中央線や市場上ノ山線の改良や橋梁修繕、舗装修繕等、継続して整備を進める14路線と、細谷中央線等、新規に取り組む2路線、また、2カ所の治水対策などに総額4億5,993万円を計上し事業に取り組んでまいります。このほか、河川維持管理事業に1,103万円を計上しております。住宅管理費では、町営住宅の維持管理や政策空家として管理しておりました和知地区篠原石仏団地等の除却費用に3,008万円、木造住宅耐震改修事業や継続して実施します住宅改修補助金交付事業に760万円を計上しております。このほか、昨年の7月豪雨等で被害を受けられた住宅の修繕等に要する費用の一部を助成する地域再建被災者住宅等支援補助金につきましても510万円を計上しております。

消防費では、中部広域消防組合負担金に2億8,464万円、消防団運営費に7,253万円、消防車両1台の更新を行う消防車両更新事業に962万円を計上しております。また、防護服などの原子力災害対策備品の整備や、災害時の緊急備蓄物資の購入などの防災事業に264万円を計上したほか、デジタル移動系防災行政無線維持管理事業費として721万円を計上し、災害時の体制強化に努めてまいります。

教育費では、認定こども園開設準備事業に3,330万円、小中学校の教職員用校務システム機器整備事業に5,249万円、丹波地区の学童保育施設整備工事に7,217万円、グリーンランドみずほホッケー場の夜間照明設置工事などホストタウン構想推進事業に1億523万円を計上したほか、学校運営、教育振興、社会教育の推進に所要の額を計上しております。

次に、歳入についてであります。現下の経済情勢のもと、大幅な景気の上向きには、まだ時間が必要であると認識しております。

このような状況の中、町税につきましては、平成30年度の賦課資料及び決算見込み、地方財政計画などの指標をもとに検討を加え、あわせて、総所得の推移などの要因を考慮し、過大見積もりにならないよう算定を行い、総額で前年度比3,896万円減の15億5,310万円を見込んでいます。

また、引き続き、ふるさと寄附金による財源の確保を図ってまいります。寄附金の額は3,000万円を見込み、ふるさと産品の充実と業務委託により効率化を図ってまいります。

なお、地方交付税につきましては、合併特例措置の段階的縮減が4年目となり、合併算定替と一本算定の差額の70%が減額されることから、前年度から1億1,000万円の減額を見込むとともに、上水道高料金対策経費の特別交付税からの振替分の8,000万円に他の要素を加えた1億6,000万円の増額を見込み、全体で47億9,000万円を計上したところであります。

施政方針で申し上げましたように、平成31年度も引き続き、京丹波町総合計画を軸に京丹波町創生戦略やバイオマス産業都市構想などの各種計画に基づき、国・府の財政支援を受けながら事業を推進し、基本理念であります「健康の里づくり」の構築に向けて、町民の皆さんと一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位を初め、町民の皆様の格別のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

以上、一般会計予算の説明とさせていただきます。引き続き特別会計につきましても説明申し上げます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、18億3,900万円を計上しております。

国民健康保険事業は、少子高齢化の進展や雇用環境の変化、税負担能力の低下や医療費が増加傾向にあることなど、市町村国保が抱える構造的な課題により、財政状況が一段と厳しさを増す中、国においては、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度から市町村国保の都道府県化が開始されました。

都道府県が財政運営の責任主体となり、中心的な役割を担い安定した財政運営を図ることとなっておりますが、今後におきましても、引き続き国の財政支援の強化を京都府とともに求めてまいりたいと考えております。

また、本町の国保税率につきましては、これまでから保険給付費等の伸びに対応するため、税率改定も視野に入れ種々検討を重ねておりますが、毎年、京都府より示される標準保険料率も1つの参考として検討するものの、まだまだ不確定で不透明な状況もあることなどから、現行の保険税率を出発点として、最終的な被保険者の負担にも十分配慮した設定を行うことが極めて重要であると考え、今年度におきましても、据え置くことといたしました。

新制度における実際の運営状況や決算状況等を注視しながら、適正な保険税率について継続して検討を重ねるとともに、今後とも、特定健診事業の積極的な取り組み、医療費の適正化対策や収納率向上対策により、公平性の確保と財政の安定化、また、業務の効率化を図り、より一層、安定した事業運営の推進に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、2億4,315万9,000円を計上しております。

本会計につきましては、京都府後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料を徴収し、広域連合に納付する収支となっております。

本町の全人口に占める75歳以上人口も増加傾向にある中、制度の見直しや広域連合納付金の増額、また、国の方針により、年々、人間ドック助成金が削減されておりますが、平成31年度におきましても、一般会計からの繰り入れなどにより、個人負担を変更することなく、高齢者の保健予防に精いっぱい努めてまいりたいと考えております。

介護保険事業特別会計事業勘定では、21億3,629万9,000円を計上しております。平成30年度から3カ年を計画期間とする第7期介護保険事業計画等に基づき、引き続き、介護サービスの給付適正化と介護予防事業に取り組むとともに、地域支援事業の充実を図り、介護が必要な状態になっても、住みなれた地域での暮らしが営めるよう事業の円滑な推進と健全運営に努めてまいります。

また、地域包括支援センターを中心に、住民主体の健康づくりや介護予防の取り組みを支援するとともに、「介護予防・日常生活支援総合事業」では、関係機関と連携を図り、地域

の資源も活用しながら、利用者の皆様の選択による多様なサービス提供に努めてまいります。

サービス事業勘定では、487万6,000円を計上しております。要支援者等への介護予防支援計画の作成を主なものとして、事業を推進してまいります。

また、老人保健施設サービス勘定につきましては、1億5,261万円を計上し、施設の運営、入所サービス等の提供を行い、在宅復帰や在宅療養の支援など包括的なケアに取り組んでまいります。

下水道事業特別会計につきましては、9億5,910万円を計上しております。必要となる財源の確保や経費の縮減に努め、効率的な事業運営に取り組むこととし、農業集落排水事業や公共下水道事業におきましては、老朽化が進む施設の機能強化や予防保全を行い、施設機能の長寿命化を図ることとしております。また、浄化槽市町村整備推進施設費においても浄化槽法に定める適正な維持管理経費を計上し、帰属基数の増加も含めた汚水処理普及率の向上による公共用水域の水質保全と生活環境の改善に努めてまいります。

町営バス運行事業特別会計につきましては、1億2,282万円を計上しております。町営バス1台の更新を行い、児童・生徒の通学バス及び地域公共交通として安全運行に努めるとともに、利便性の向上を図ってまいります。

国保京丹波町病院事業会計につきましては、京丹波町病院と和知診療所及び歯科診療所の3施設を1会計としており、収益的収入及び支出に10億1,520万円を計上いたしました。

また、資産の構築に属する資本的収入は出資金の繰り入れを取りやめたことから、歯科診療所における43万1,000円のみとなりました。一方、支出におきましては7,393万1,000円を計上し、資本的収入及び支出に不足する額7,350万円を、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

引き続き、厳しい経営環境に変わりはありませんが、医師住宅の有効利用や地域包括ケア病床の充実など、さらなる経営の健全化を図り、地域包括ケアシステムの推進に努めてまいります。

水道事業会計につきましては、3条予算の収益的収入に、水道料金や一般会計からの繰入金など12億5,080万円、収益的支出に水道法に基づく水質検査や水道施設の日常点検業務等の委託料と、施設の機械及び電気設備類や管路の維持補修工事費として12億4,240万円を計上しております。

また、4条予算の資本的収入には、管路更新を進めるための企業債や府補助金、一般会計からの負担金・出資金など、3億8,586万円、資本的支出には、耐震管への更新工事費

及び移設更新に要する委託料や工事費などの建設改良費や企業債償還金など、8億183万5,000円を計上しております。

なお、資本的収支において、不足する額4億1,597万5,000円につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額196万5,000円、過年度分損益勘定留保資金1億6,409万5,000円、及び当年度分損益勘定留保資金2億4,991万5,000円で補填することとし、水道施設の適正な維持管理による安心・安全な水道水の安定供給に努めてまいります。

その他、土地取得特別会計につきましては、基金利子等の積み立てを計上したものであり、育英資金給付事業特別会計につきましては、育英基金の目的に沿う適正な給付に留意し、625万6,000円を計上しております。また、須知・高原・桧山・梅田・三ノ宮・質美の各財産区特別会計につきましては、財産の管理及び住民団体への助成を中心として編成したものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、平成30年度の補正予算につきましては、後日追加提案をさせていただきたく思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） これより暫時休憩します。10時35分までとします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時35分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を担当課長に求めます。

議案の説明は日程順にお願いします。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 同意第1号 京丹波町須知財産区管理委員の選任について及び同意第2号 京丹波町高原財産区管理委員の選任につきまして、一括して補足説明を申し上げます。

先ほどの町長の提案説明におきまして、それぞれ詳しく説明があったところでございますが、任期につきましては、地方自治法第296条の2第3項の規定によりまして、4年間となっております。両財産区とも平成31年5月26日から平成35年5月25日までの4年間でございます。

なお、選任にあたりましては、それぞれ各区長様による調整をいただいたところでござい

ます。この中で今回新しく選任同意をお願いする方でございますが、須知財産区管理委員におきましては、太田保夫氏、湊 修氏、岡本健幸氏の3名の方々でございます。

太田保夫氏は、曾根・院内・幸野・森地区の代表として、平成19年度から12年間委員を務められました松本 寛氏の後任として。湊 修氏は、上野地区代表として、平成19年度から12年間委員を務められました須知 要氏の後任として。岡本健幸氏は、蒲生・蒲生野地区代表として、平成23年度から8年間委員を務められました山崎俊雄氏の後任でございます。

また、高原財産区管理委員におきましては、山内憲男氏でございます。下山地区の代表として、平成13年度から18年間委員を務められました上仲幹雄氏の後任として、今回、選任同意をお願いしております。

以上、まことに簡単でございますが、同意第1号及び同意第2号の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、補足説明を申し上げます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づきまして、市町村長はその候補者について議会の意見を聞いて推薦を行い、法務大臣が委嘱することとなっており、その任期は3年となっております。

京丹波町では、現在11名の人権擁護委員さんにご活躍いただいているところでございます。森裕美子氏は、今年の6月30日をもって任期満了となられますが、これまでの活躍実績や地域住民の信頼も厚いことなどから、引き続き人権擁護委員として再推薦いたしたく、議会のご意見を求めるものでございます。

森裕美子氏は、京丹波町安栖里森屋1番地にお住まいで、昭和26年8月7日生まれの満67歳で、現在2期目の人権擁護委員としてご活躍いただいております。

それでは、諮問第1号を読み上げまして、補足説明とさせていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町安栖里森屋1番地

氏名 森裕美子 昭和26年8月7日生

平成31年3月4日提出

京丹波町長 太田 昇

提案理由といたしましては、人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦する必要があるため。

以上でございます。

なお、裏面に主な職歴等を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） 議案第4号 京丹波町ケーブルテレビ事業のあり方に関する審議会設置条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

まず初めに、今後のケーブルテレビ事業のあり方について、検討するに至った経過等について説明をいたします。

本町では、テレビの難視聴対策やインターネット環境の構築、また、防災情報の伝達を初めとした情報通信環境の充実のため、平成23年度より、町内全域でケーブルテレビのサービスを提供してまいりましたが、近年の情報通信技術の急速な進展や情報通信環境の変化は大変目まぐるしく、特にインターネットの通信環境は、都市部との格差も生じており、民間並みのサービスを町直営で継続していく場合、多額の投資が必要と試算しております。

このような中、最先端の情報通信網の確保のため、他の自治体では、公営から民営に移行する自治体が見受けられるようになってまいりました。

この具体的な内容につきましては、民間が施設整備を行い、テレビ・電話・インターネットのサービスを提供し、その整備にかかる費用や一定期間の維持管理費用の一部を自治体が負担する方式です。この方式によりましても、難視聴地域やブロードバンドゼロ地域の解消を初め、自主放送番組や防災・災害情報等の発信を引き続き行うことを基本に、町内全域を光ファイバー網で整備すること、可能な限り現在の利用料に近い費用で同様のサービスを維持し、かつ、希望者には、インターネットや多チャンネルサービスなど、これまで以上のサービスを提供することが可能となっております。

今回、提案いたしました京丹波町ケーブルテレビ事業のあり方に関する審議会は、本町の現状を分析する中で、将来におけるケーブルテレビ事業のあり方について諮問し、意見や助言等を聞く場として設置をお願いするものでございます。

それでは、改めて、議案第4号 京丹波町ケーブルテレビ事業のあり方に関する審議会設置条例につきまして、説明を申し上げます。

本審議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として設置するもので、情報通信環境の急速な変化を踏まえ、中長期的な観点から京丹波町ケーブルテレビ事業の今後のあり方について審議するものでございます。

第2条の所掌事項では、審議会は、ケーブルテレビ事業のあり方について町長の諮問に応じ、調査及び審議、答申するものでございます。

次に、第3条の組織は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、または任命する委員10人以内で組織するものとしており、第1号の町議会が推薦する議員から第6号の町長が適当と認める者まで列記をさせていただいております。

次に、第4条の委員の任期でございますが、任期につきましては、町長に答申を行う日までとしております。

飛びまして、第7条で審議会の庶務についてを記載しております。庶務は、企画財政課において処理することとしております。

以上、大変簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご議決賜りますようによろしくお願いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案第5号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

消費税率の引き上げにつきましては、今後とも増加が見込まれます社会保障4経費の財源確保を図るということを主な目的といたしまして、平成24年8月22日に公布されました社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、及び社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律におきまして定められており、地方税率と地方消費税率を合わせまして、平成31年10月1日から10%に引き上げられることとなっております。

本町におきましては、消費税が引き上げられますことに伴いまして、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するといった国の考え方を踏まえまして、公の施設の使用料及び利用料や上下水道事業等の料金について、消費税相当額分の引き上げを行うため、関係します40の条例につきまして改正をお願いするものでございます。

議案につきましては、40の条例改正を関係条例の整理に関する条例として、一括して改正する方法をとっておりますが、まず全体の構成を見ていただくために、本日、A4一枚ものの一覧表をお配りしておりますので、そちらのほうをごらんいただきたいと存じます。

それぞれ担当課ごとに章で区分しております、第1章の保健福祉課関係から第8章の教育委員会関係までそれぞれ所管をしております施設等の条例改正につきまして、第1条から第40条ということで整理をしております。

次に、議案書のほうでございますが、議案書表紙からおおむね8枚目までが改正の条例となっております、それ以降が新旧対照表となっております。

それぞれに説明をさせていただくべきところではございますが、改正内容につきましては、いずれも使用料等につきまして消費税引き上げ相当額を引き上げるという内容でありますので、条例そのものの内容には変化がありませんので、個々の説明につきましては省略をさせていただきまして、施行期日の関係につきまして説明をさせていただきます。

議案書の中ほど、改正条例第40条の次に附則がございます。

附則1の施行日でございますけれども、この条例につきましては、平成31年10月1日から施行をするものでございますが、附則の2から5におきまして、水道及び下水道関係の料金につきまして経過措置を設けております。これにつきましては、料金を算定する期間が施行日をまたぐ場合の経過措置ということでありまして、条例の施行日前、つまり平成31年10月1日以前から継続して使用をしている水道、あるいは下水道等の料金につきましては、10月31日までに料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金については、従前のおりとするということでございます。

具体的には、10月に入りまして、検針を行い確定します料金につきまして、本町では、11月請求分ということになります。この料金につきましては、改正前の料金になるということでもあります。そうした経過措置をつけさせていただいております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第5号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、議案第6号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、添付しております新旧対照表にもありますように、現行の第4条、登録では、住所、氏名、生年月日及び男女の別を登載することとされておりますが、そのうち男女の別の文言を削除するものでございます。

これは、印鑑登録証明事務処理要領におきまして、印鑑登録証明書には住民基本台帳法第7条第3号の規定と同様に、男女の別を記載することとされているところではございますが、このたび性的指向でありますとか性自認を持つ、いわゆる性的少数者に配慮するとともに、

本来、印鑑証明書は、本人が登録した登録印鑑が地方公共団体に確かに登録されているものであることを証明するものであり、特に性別の記載がなくても性質上その役割は十分果たせることから、印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取り扱いとするものであります。

なお、平成28年12月12日付、総務省通知におきまして、性別を記載しない扱いとしても何ら差し支えないとされているところでございます。

また、施行日は平成31年4月1日としております。

以上、まことに簡単ではございますが、京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案第7号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

町長の提案説明にもありましたように、労働基準法の一部改正及び人事院規則の一部改正におきまして、長時間労働の抑制と労働者がその健康を確保しつつ、創造的な能力を發揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、労働時間制度の見直しを行う所要の改正が行われたことを受けまして、国家公務員におきましても、人事院規則で超過勤務命令を行うことができる上限が定められたところであります。地方公務員にありましても、地方公務員法第24条第4項におけます均衡の原則に基づき同様の措置を講ずるものでございます。

具体的には、超過勤務時間の上限等に関する事項を規則に委任するための条例改正となっております。

なお、規則で定めます超過勤務命令の上限時間としましては、一般的な業務におきましては、1カ月45時間、1年360時間となっております。

また、他律的業務ということで、業務量なり業務の実施期間、その他の業務の遂行に関する事項等をみずからが決定することが困難な業務という部分にありましては、1カ月100時間以内、1年720時間。それから、1カ月ごとに区分した各期間に当該期間の直前の1カ月、2カ月、3カ月、4カ月、5カ月の期間を加えたそれぞれの期間ということで、2カ月から6カ月の1カ月当たりの平均時間が80時間。それから、1年のうち1カ月において45時間を超えて超過勤務を命ずる月数が6カ月となっております。

また、災害対応などの特例業務に従事します場合は、上限時間の規定は適用しないこととなっております。

なお、この超過勤務命令の上限を超えて超過勤務を命ずる場合におきましては、あらかじめ

めその旨を職員に通知をするか、それが困難な場合には事後速やかに通知をするということに加えまして、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をすること。また、要因の整理、分析、検証を行う必要があるということでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第7号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の一部改正におきましては、非常勤の特別職職員のうち学校教育指導主事及び社会教育指導員につきまして、現状の勤務実態にあわせまして、非常勤特別職から臨時的雇用職員とさせていただくものでございまして、報酬から労働の対価として整理をしますとともに、処遇改善を行おうとするものでございます。

現在、学校教育指導主事は5名、社会教育指導員が2名でお世話になっているところでございます。

処遇としましては、報酬で月額12万円。勤務日数、勤務時間としましては、学校教育指導主事が1週3日、社会教育指導員は週24時間以内の範囲となっております。

また、通勤手当は、支給をされていない状況でございます。

また、勤務実態等が現行の特別職に記載される他の委員とは異なる状況にあることから、勤務実態に即した賃金体系に改めるものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第8号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

平成31年4月から平成32年3月までの間、特別職の給料及び期末手当の減額を引き続き行うものでございます。

改正は、附則により給料及び期末手当の額から100分の10減じた額とするものでございます。この減額措置につきましては、平成19年4月から引き続いて実施をしております。

なお、この改正によります削減額は、総額で320万8,000円となります。

以上、議案第9号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、お認めいただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 議案第10号 京丹波町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が昨年6月27日に、また、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が本年1月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴いまして、本町の災害弔慰金の支給等に関する条例におけます災害援護資金の貸し付けに関しまして一部を改正するものでございます。

今回の主な改正内容は、町長の説明にありましたように、災害援護資金の貸し付けにおきまして、貸付利率及び保証人についての見直し、また、償還方法に関して所要の変更等を行うものでございます。

具体的には、新旧対照表によりご説明させていただきますので、2枚目の横長の表をごらんください。

まず、14条では、利率及び保証人について規定するもので、定率で3%に固定されていた貸付利率は3%以内と改正され、市町村が条例で制定することで、低利率での貸し付けが可能となったところであることから、本町におきましても、甚大化する昨今の災害被害状況等に鑑みまして、また、被災者の負担軽減を最大限考慮し、延滞金の場合を除きまして貸付利率を無利子とするものであります。

また、国の施行令の第8条で規定されておりました保証人の項目につきましては、このたび削除されまして、保証人の要否につきましては、市町村の判断にゆだねられたところでございますが、今後の債権回収などさまざまな場面を想定いたしまして、保証人についても条例で明文化し、その保証債務としては、違約金も含めることとしたところでございます。

次に、15条の償還等では、国の施行令第7条第3項において、年賦及び半年賦償還に加えまして、月賦償還が追加されたことから1項で月賦償還を追加し、2項では貸付利率を無利子としたことから元金均等償還に改正するものでございます。

なお、3項では、これも国の施行令におきまして、第8条に規定されていた保証人に関する条文が削除されたことに伴いまして、保証人の文言を削除し、条ずれによる条番号を整理したものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、京丹波町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） それでは、議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

介護保険条例につきましては、介護保険事業計画により高齢者の人口や要介護認定者を見

込み、さらにサービスの種類や量、その給付費を推計し、平成30年度から平成32年度まで3カ年の保険料や段階設定を定めているところでございます。

今回の改正につきましては、国において実施される低所得者の第1号保険料軽減強化対策に基づき、平成31年度における保険料率の特例を規定するものであります。既に低所得者に対する保険料の軽減措置として、平成27年度から第1段階保険料について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に引き下げた保険料としているところでございますが、今年10月の消費税10%への引き上げにあわせて、さらに軽減強化を行うこととし、現在の第1段階保険料のさらなる軽減と市町村民税非課税世帯が対象となる第2段階及び第3段階においても軽減を図ることとして附則に1項を加え、保険料率の特例を規定するものであります。

改正分の制定附則第10項と、あわせて別にお配りをしております介護保険条例の一部を改正する条例説明資料をごらんください。

まず、第1号では、第1段階保険料として、本来、3万6,700円のところ、さきに申し上げましたとおり、既に軽減措置として3万3,100円としておりますが、平成31年度はさらに軽減を図り、2万7,600円とするものでございます。

続きまして、第2号では、第2段階保険料として、5万1,400円を軽減措置により4万2,300円に、第3号では、第3段階保険料として、5万5,100円を軽減措置により5万3,300円にそれぞれ規定させていただくものでございます。

次に、この条例に伴います施行日についてでございますが、現在、国において、介護保険法施行令の改正に向けた作業が行われており、この改正をもって施行することとなりますので、条例の施行日を規則に委任させていただくこととしております。

以上、簡単ではございますが、議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） それでは、議案第12号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

本改正につきましては、先ほどの町長の提案説明にありましたように、学校教育法の一部改正を受け、水道法施行規則及び技術士法施行規則が改正されることに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格区分に変更が生じたため所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明のほうをさせていただきます。

まず、第3条の布設工事監督者の資格の関係からですが、法改正により専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学及び専門職短期大学の制度を設けることとされたため、第3号において短期大学に専門職大学の前期課程を含むこととし、それにより影響がある箇所につきましてそれぞれ改正をしております。

第8号においては、技術士の試験科目の見直しがあり、従来の上水道部門の選択科目である水道環境が科目の大きくくり化により上水道及び工業用水道に統合されることとなったため、水道環境の文言を削除するとともに、平仮名明記の「もの」という字句についても漢字に修正するものでございます。

第4条の水道技術管理者の資格の関係においても、第3条の場合と同様に、専門職大学の前期課程を含むこととしたことにより、影響がある箇所についてそれぞれ改正をしております。

なお、施行日につきましては、平成31年4月1日からしております。

以上、簡単ではございますが、議案第12号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） それでは、議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。

グリーンランドみずほは、昭和63年京都国体を契機として、スポーツの振興と生涯学習の推進を目的に昭和59年度から順次整備が進められ、平成11年4月に京都中部マスターズビレッジ及び道の駅「瑞穂の里・さらびき」の開設をもって全面オープンとなり、運動施設や宿泊施設、商業施設が一体となった複合施設となっております。

施設管理につきましては、平成10年9月10日に設立しました第三セクター、グリーンランドみずほ株式会社に管理委託。平成18年9月からは指定管理制度を導入し、同株式会社指定管理者として平成21年までの約3年間、さらに平成21年度から5年、平成26年度からの5年間管理をいただいておりますが、今年度末をもって指定管理期間が満了になることから、京丹波町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項第3号の施設の目的、規模、機能等を考慮した結果、特定の団体に管理を行わせることが特に必要と認めるときの規定を適用し、引き続きグリーンランドみずほ株式会社を指定管理者に指定することについてお願いをするものでございます。

グリーンランドみずほ株式会社への指定理由につきましては、施設の目的、規模、機能な

どを踏まえ、継続して効率的な住民サービスの向上、また、利活用を図るため、現行の指定管理運営実績や技術の蓄積、地元雇用の確保等、総合的に検討する中で決定をしたところでございます。

指定管理施設の対象は、多目的グラウンドやホッケー場などのスポーツ施設、また、コテージやガーデンロッジなどの宿泊研修施設、そして、道の駅、レストランなど附帯設備を含む14施設でございまして、延べ面積全面積で14万1,715平方メートルでございます。

詳細につきましては、添付の資料のとおりでございます。

なお、指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとなっております。

次に、議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。

瑞穂マスターズハウス及び瑞穂マスターズ農園は、地域の農産物及び畜産物の加工を行うため、平成11年4月に開設した施設でございます。特に、本施設は、町内で生産される小豆、黒大豆の加工による京丹波ブランドの定着と普及を目指すとともに、農園の活用により都市農村交流を図ることを目的としております。

施設管理につきましては、平成18年9月から指定管理者制度を導入し、財団法人瑞穂農業公社が指定管理者として平成21年度までの約3年間、平成21年度から平成25年12月まで丹波ワイン株式会社が、その後、平成26年3月まで町で管理をし、平成26年4月からグリーンランドみずほ株式会社に5年間管理をいただいておりますが、今年度末をもって指定期間満了となることから、京丹波町の公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項第3号の施設の目的、規模、機能等を考慮した結果、特定の団体に管理を行わせることが特に必要と認めるときの規定を適用し、引き続きグリーンランドみずほ株式会社を指定管理者に指定することをお願いするものでございます。

グリーンランドみずほ株式会社の指定の理由につきましては、施設の目的、規模、機能などを踏まえ、継続して効果的な住民サービスの向上、また、利活用を図るため、現行の管理運営実績や技術の蓄積などを総合的に検討する中で決定したところでございます。

指定管理施設の対象は、農畜産物処理加工施設、市民農園、駐車場など5施設でございまして、延べ面積全面積で1万1,034平方メートルでございます。

詳細につきましては、添付の資料のとおりでございます。

なお、指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとなっております。

以上、議案第13号及び議案第14号 公の施設の指定管理者の指定についての補足説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議案第15号 平成31年度京丹波町一般会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、平成31年度の一般会計の予算総額につきましては、114億1,300万円と定めさせていただくものでございまして、前年度比3億4,700万円、3.1%の増額となっております。

それでは、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては後ほど事項別明細書で説明をさせていただきます。

10ページでございます。

第2表、債務負担行為でございます。債務負担行為は、翌年度以降における債務の負担を定めるもので、義務費となるものでございます。事項といたしまして、まず1つ目に新庁舎整備事業でございます。新庁舎の建設につきましては、現在、実施設計を行っているところでございまして、いよいよ平成31年度から本体工事に着手をすることとしておりまして、平成32年度末の完成を目指すこととして進めているところでございます。建築工事は2カ年としておりまして、平成32年度の事業費は本体の建築工事15億円と監理業務2,760万円の合計15億2,760万円としております。また、全体の建築事業費は、監理業務を含めまして21億4,140万円としております。

2つ目に、地上権設定に係る賃借料でございます。

グランバール京都ゴルフ倶楽部に関しまして、地上権設定に係ります賃借料としまして、町と地権者の間において新たに覚書を締結したことから、契約期間であります5年間のうち次年度以降の4年間につきまして、限度額2億850万円として債務負担行為を設定するものでございます。

3つ目には、障害福祉計画策定業務でございます。

平成32年度の事業費としまして324万5,000円を計上いたしております。障害福祉計画につきましては、障害者基本計画を上位計画として、その基本理念を実現するための具体的な実施計画として位置づけられております。現在、第5期京丹波町障害福祉計画に基づき事業が推進されております。この障害福祉計画期間は3年間で、平成32年度までとなっております。このことから、次期計画の策定にあたりまして、計画全般にわたる企画提案、計画素案、情報提供、アドバイス等の総合支援の実施により、効果的で効率的に計画策定事務が進められるよう専門的な知識、技術、経験等を有した業者に事業委託をするものでございます。業務は2年間にわたり策定に向けた調整を行うこととしておりますので、次年度委

託予定の事業費を計上しております。

なお、全体の委託業務に係ります予定事業費は603万9,000円となっております。
以上が債務負担行為でございます。

次に、11ページの第3表、地方債でございますが、それぞれの歳出事業の財源として発行させていただくものと、臨時財政対策債の発行をお願いするものでございます。

総額につきましては、12ページのほうに合計額の記載をしておりますように、19億4,630万円でございます。前年度比で7億180万円、56.4%の増額となっております。

戻っていただきまして、まず、合併特例債につきましては、10億2,580万円を計上しております。前年度比5億8,120万円の増となっております。これは、新庁舎整備事業で6億1,610万円の増、道路改良事業で470万円の増、ため池改修事業では1,270万円の減、また、ロケ地整備事業でも3,200万円の減などとなっております。

次に、過疎対策事業債でございますが、5億5,260万円を計上しております。前年度比9,630万円の増額としております。増額要因では、グリーンランドみずほホッケー場のナイター設備での増額等となっております。

次に、緊急防災・減災事業債でございますが、1億460万円でございます。前年度比9,050万円の増額としております。和知支所の耐震化工事に8,940万円の新規などとなっております。

12ページに入りまして、臨時財政対策債は、交付税の振替措置分でありまして、2億2,790万円を予定しております。

次の一般会計出資債につきましては、水道事業会計への出資分として借り入れを行うものでございます。

これら全ての発行額のうち、交付税の算入額につきましては、総額で14億2,370万円を推計しております。73.1%の交付税の算入率となっております。

なお、目的別の起債の内訳につきましては、事項別明細書の40ページから43ページの町債のところでは後ほど確認をいただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは、ページをめくっていただきまして、事項別明細書4ページ歳入でございます。まず、町税でございます。

町民税の均等割でございますが、税率につきましては、復興特別税の500円を加算した3,500円で、納税義務者を6,600人、徴収率を97%と見込みまして、2,240万7,000円を計上しております。

個人の所得割につきましては、税率6%でありまして、課税の基礎となります総所得につきまして、これまでの経過や経済情勢等を勘案いたしまして、平成29年度所得のマイナス1.6%といたしまして、課税標準額を推計し、個人町民税の現年分につきましては、1,861万円余りの減額となる4億2,235万円の計上といたしております。

また、法人住民税であります。均等割につきましては、380法人を見込んでの計上となっております。法人税割につきましては、平成30年度の決算見込み額を基礎数値としまして法人の減少数等を見込み、1,481万円余りの減額の7,566万円の計上としております。

次に、固定資産税であります。平成31年度は据置年度となっております。

土地につきましては、平成30年1月1日現在の評価に7月1日までの地価下落に伴う修正を加味し、前年度比422万円余り減となります1億9,584万2,000円としております。

家屋につきましては、平成31年度中に評価を行う新增築並びに評価漏れ家屋の推計表点数をもとに算定し、517万円余り増額となる3億5,427万8,000円としております。

また、償却資産につきましては、平成30年度12月時点の調定額をもとに、太陽光発電設備とその他資産につきまして調定見込み額を算出し、別途、太陽光新設見込み分を加え算定をし、613万円余り増額となります3億647万8,000円としております。

次に、5ページの軽自動車税でございますが、課税台数を1万454台として推計したものでございます。平成30年度の課税台数見込みをもとに過大とならないように算定しております。また、平成31年10月1日、自動車取得税の廃止に伴い新設されます軽自動車税環境性能割としまして、京都府からの税収見込み額等の通知に基づく本町の見込み額により計上しております。

次の、たばこ税でございます。平成30年度の決算見込みと減少割合をもとに算定しております。本数につきましては、相対的に売上本数の減少及び加熱式たばこの増加に伴う影響分を加味しまして、1,449万円余り減となります6,940万円としております。

以下、地方譲与税から各種の交付金が続いておりますが、これらの算定につきましては、京都府の試算資料に基づき計上をしたものでございます。

なお、6ページの森林環境譲与税でございますが、森林の持つ水源涵養などの機能は国民に広く恩恵を与えるものでありまして、適切な森林整備等を進めることが国土保全、あるいは国民の命を守ることにつながるということから、国民一人ひとりがひとしく負担を分かち

合って、我が国の森林を支える仕組みづくりとして創設をされたものでございまして、森林環境税には国民から税をいただく森林環境税と、これを森林の整備等に使う森林環境譲与税の2つから構成をされています。

森林環境税は、個人住民税の均等割の納税者から国税として1人年間1,000円上乗せして徴収されることとなります。時期につきましては、平成36年から課税することとされております。

森林環境譲与税は、国に一旦集められた税の全額を間伐などを実施する市町村やそれを支援する都道府県に客観的な基準で譲与をされるものでございます。時期につきましては、森林現場の課題等に早期に対応する観点から、課税に先行して平成31年度から開始されるものでございます。森林環境譲与税が先行することとなりますので、その原資につきましては、交付税及び譲与税の特別会計におきまして借入れにより対応をすることとされておりました。譲与額を徐々に増額するように設定をされております。森林環境譲与税につきましても、京都府で示されました資産資料によりまして計上をしたところでございます。

同じく6ページの6款、地方消費税交付金でございます。説明欄で二段書きをしております。地方消費税交付金（社会保障財源化分）としまして、1億400万円としております。これにつきましては、消費税引き上げ分が社会保障の財源確保にあたることから、引き上げ分の地方消費税税収分は全て社会保障施策に要する経費に充当することとされておりました。それを予算書で明示するように通知をされているところでございます。

議案書と一緒に1枚もので地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費、その他社会保障施策に要する経費という資料をお配りしておりますので、そちらのほうに充当事業、充当額を記載をしておりますので、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

次に、7ページ、9款の環境性能割交付金でございますが、消費税率の引き上げにあわせて、自動車に係ります税制の見直しが行われることに伴い、自動車取得税交付金が廃止され、新たに環境性能割交付金の新設されております。予算額につきましては、京都府から示されました資産資料により計上をいたしております。

次に、一番下の11款、地方交付税でございますが、算定の基礎となります基準財政需要額を国の地方財政の見通しにより示されました、それぞれの算定費目の伸び率等に基づいて算定をいたしましたところ、普通交付税は平成30年度実績、約42億9,697万円から4,300万円の増となる43億4,000万円程度と試算をしております。この中には、普通交付税の算定におけます合併特例措置の縮減による減少分も見込んでおります。試算では、

合併算定替と一本算定の差額が約5億4,000万円となっております。平成31年度はその額の70%が減じられるということになりますことから、約3億8,000万円程度の縮減を見込んでおります。これに上水道事業に係ります費目での増額分、高料金対策経費分でございます。これと、同じく特別交付税から、今回、普通交付税に振り替えられます上水道高料金対策分8,000万円を加味しまして、合計で43億4,000万円を計上したところでございます。

また、8ページの上段に特別交付税が掲載をされておりますけれども、特別交付税におきましても、先ほどの上水道の高料金対策経費分が特別交付税から普通交付税に振り替えをされておりますので、8,000万円を減じまして4億5,000万円とさせていただいたところでございます。地方交付税全体で47億9,000万円を計上したところでございます。

次に、下段の分担金及び負担金からの特定財源の関係でございますが、これらにつきましては、それぞれ積算根拠等を十分ではございませんが、説明欄に記載しておりますので、まことに恐縮ですが、省略させていただきます。

次に、12ページ、4款の商工使用料の2節、京丹波味夢の里施設使用料でございます。これにつきましては、施設維持管理運営委託契約に基づきまして、定額の2,000万円に変動分としまして売り上げの1%を納付金として合計3,000万円とし、また、これに京丹波 味夢の里の敷地内に建設予定のホテルに係ります土地の使用料165万円を加えまして、合計で3,335万円を計上しております。

次に、飛びまして、17ページの15款、国庫支出金の1目、総務費国庫補助金、地方創生推進交付金1,419万7,000円でございますが、町創生戦略に基づきます事業で地方における力強い経済、産業の実現のため、地方経済を支えるサービス産業の生産性向上や観光分野の振興、地域資源を生かした6次産業化などに取り組む事業に交付をされるものでございまして、従前の加速化交付金により取り組んでまいりました事業で、さらに横展開として事業を推進するもので、充当します主な事業としましては、7款の商工費、2目、商工振興費の起業・新産業育成事業、あるいは地域商社プロジェクト事業、観光費の観光一般経費及び京丹波まるごと交流型観光推進事業などとなっております。

次に、18ページ、4目の農林水産業費国庫補助金でございます。2節の農業費補助金の山村活性化支援交付金では、森林伐採計画の策定やアプリの生産振興など地域資源活用を図るための事業との財源としまして1,000万円。

また、5目の商工費国庫補助金では、消費税、地方消費税の引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域におけます消費喚起・下支えするために、

低所得者、子育て世帯向けのプレミアム付き商品券の発行等を行う市町村に対して国の財政支援が行われるものでございまして、発行に係る事務経費に充当する額 775 万円を計上しております。

次に、6 目の土木費国庫補助金のうち、社会資本整備総合交付金におきましては、藤ノ瀬大郷線ほか 7 路線の新設改良事業及び道路舗装工事の財源として交付されるものでございまして、1 億 1,877 万 4,000 円となっております。

次に、22 ページ、16 款、府支出金、1 目、総務費府補助金、みらい戦略一括交付金におきましては 4,000 万円を計上いたしております。市町村が住民ニーズを踏まえ、戦略的かつ自立的に取り組む事業に対して交付をされるものでございまして、本町におきましては、充当先としまして防犯事業、あるいは農業費の有害鳥獣対策事業、同じく経営体確保育成事業、丹波くり振興事業、道路橋梁維持管理事業の 5 事業に充当をすることとしております。

次に、29 ページ、2 節の林業費補助金でございます。このうちの豊かな森を育てる府民税市町村交付金につきましてでございます。基本枠部分につきましては、基礎分の額に客観的指標分の額を加えた額が交付をされるものでございまして、プロジェクト枠としてこの交付金の目的であります森林の整備及び保全を進めるための事業、森林資源の循環利用を進めるための事業、森林の多様な重要性について府民の理解を深めるための事業に合致する事業を計画をするものでございまして、林業振興費におきまして、豊かな森を育てる交付金事業を創出しまして充当をするものでございます。

31 ページの 16 款、府支出金の 8 目、教育費府補助金の 6 節、保健体育費補助金では、スポーツ観光聖地化事業費補助金としまして 300 万円、グリーンランドみずほホッケー場のスタンド屋根改修への補助金を計上しております。

同じく、広域的スポーツ施設充実支援事業補助金に 840 万円計上しておりますが、ホッケー場の夜間照明施設整備事業に充当をしておりますが、この照明施設の整備につきましては、地方債を充当することとしておりまして、借り入れました地方債の後年度の償還金のうち、交付税が充当される部分を除いた額の 3 分の 1 について交付をされるという補助金でございます。

次に、34 ページ、17 款、財産収入でございます。立木売払収入としまして 7,424 万円につきましては、森林資源の循環利用によります雇用の創出と伐採技術の向上、低コスト技術の習得などにより、今後の施業のモデルとする目的で町有林の皆伐、あるいは間伐等を行うものとしておりまして、搬出されました材の売却収入として計上をするものでござい

ます。また、新庁舎建設に伴い必要となります木材につきましても、活用を図っていくものでございます。

同じく、18款、寄附金におきましては、ふるさと応援寄附金として3,000万円を計上しております。平成27年度から寄附へのお礼としまして、ふるさと産品をお送りしております。平成31年度におきましても引き続き寄附を募るものでありまして、寄附金の増加を目指しまして、地域商社の立ち上げ時に地場産品のブランド化等によりまして、お礼の品の充実を図るとともに、業務提携を行い効率化を図ってまいりたいと考えております。

また、35ページの19款の繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、平成31年度は前年度に比べまして2億2,725万1,000円減となります4億8,729万2,000円を計上させていただいております。一般財源の不足額を基金から繰り入れをするものでございまして、全般的なまちづくり経費の伸びに伴います財源不足部分に充てるものとしております。

2目の振興基金繰入金につきましては、合併以降、合併特例債を活用して基金の積み立てを行ってまいりましたもので、合併した町の一体化に必要な施策等に充当ができることから、合併後以後、平成30年度から取り崩しを行い事業充当を行っているものでございます。

4目のふるさと応援寄附金基金繰入金につきましては、前年度にいただきましたふるさと応援寄附金を基金に積み立てておりますので、全額取り崩し、寄附目的の事業に充当させていただくものでございます。

以上、歳入につきまして、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明の途中ではありますが、これより暫時休憩します。午後1時15分までとします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時15分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、一般会計歳出のほうに移らせていただきます。

予算書の44ページからが歳出予算となっておりますが、めくっていただきまして50ページをお願いいたします。

2款、総務費、1項、総務管理費のふるさと応援寄附金積立金でございます。この積立金は、寄附金として見込みます収入額と基金利子を基金に積み立て、翌年度以降の事業財源と

するものでございます。

同じく、2目の文書広報費、広報・広聴活動事業では、印刷製本費608万3,000円計上をしておりますが、今年度、広報紙印刷と新たに町勢要覧の印刷を見込んでおります。

126万4,000円、印刷製本費の中に組み込んでおります。

次に、52ページでございます。

5目の財産管理費の新庁舎整備事業、事業項目の一番下段のところでございます。ここでは、13節の委託料、測量設計監理業務等委託料としまして、建築管理業務委託料で4,870万円。15節の工事請負費で、新庁舎整備工事としまして7億3,400万円。16節の原材料費に工所用原材料費としまして、木材の調達に係ります経費1億2,680万円など、総額で9億1,018万1,000円を計上しております。

次に、54ページでございます。

19節の負担金補助及び交付金で、須知高校振興対策交付金としまして130万円を計上いたしております。平成28年度から継続しておりますが、資格取得支援など引き続き須知高校の教育の充実を図り、本町の将来を担う人材を育成するものでございます。

次に、56ページ、7目の支所費でございます。13節の委託料、測量設計監理業務等委託料では、和知支所の耐震補強工事に係ります監理業務等に1,009万6,000円と、瑞穂支所の移設を想定をした瑞穂保健福祉センターの改修に係ります設計業務の委託費としまして150万円を計上しております。

同じく、15節の工事請負費で、和知支所の耐震補強工事としまして7,700万円を計上しております。新庁舎の建設にあたりまして、耐震診断を実施した結果、屋上の鉄骨屋根の壁の部分で強度不足というふうに判定をされましたことから、その箇所の補強工事を実施するものでございます。

同じく、支所の維持管理事業におきましては、瑞穂支所、和知支所の宿直業務に関しまして、これまでの対応実績等から7月からの宿直業務の廃止を予定いたしております。

13節の委託料、施設維持管理委託料に、以降の管理に係ります経費としまして75万3,000円を内数で計上をしているところでございます。

次に、58ページ、10目の交通対策費の交通対策一般事業におきましては、高齢者によります交通事故の防止を図るために、自主的に運転免許証を返納される高齢者に対しまして、路線バスの利用券を交付し支援をするものでありまして、8節の報償費に29万6,000円を計上いたしております。

同じく、高齢者運転免許講習実施支援事業補助金では、園部安全自動車学校での高齢者運

転免許講習の運営に対します支援補助金としまして145万4,000円を計上しております。

次に、61ページでございます。

事業項目で一番上の行政情報システム運用管理事業、9,259万5,000円でございます。この事業につきましては、町の行政情報のネットワークシステムの機器類の更新に係ります経費を計上しております。機器の更新に係ります機器類の使用料等につきまして、総額で9,259万5,000円とさせていただくものでございます。

73ページに入りまして、民生費でございますが、社会福祉総務費の事業項目の下から5つ目ですが、福祉人材確保対策事業におきましては、町内の福祉施設等の介護従事者への研修等、受講経費や法人等への介護職員確保に係ります経費を助成するものでございまして、165万円を計上しております。

さらにその2つ下の介護福祉士育成修学資金貸付事業におきましては、介護福祉士養成施設等の授業料等を最大2年間、年間上限100万円貸与し、介護福祉士の育成と確保を図るものでございまして、町内事業所に3年間勤務をした場合には、貸付金を免除するというものでございます。予算額としまして200万円の計上をさせていただいております。

次に、84ページの1目、児童福祉総務費の事業の最下段の子育て応援助成事業でございます。子育て世帯の住宅リフォーム支援事業補助金としまして500万円を計上しております。子育て世帯の負担軽減を図ろうとするものでございます。

次に、85ページでございます。

3目の保育所費には、総額で3億4,111万3,000円を計上しております。入所児童につきましては、上豊田保育所113人、みずほ保育所88人、わちエンジェル61人の合計262人。それから、広域委託として2人を見込んでおりまして、所要の経費を計上させていただいております。

このうち87ページになりますが、13節の委託料、測量設計監理業務等委託料におきましては、施設の老朽化に伴いまして、上豊田保育所下山分園の施設の解体工事に係ります設計業務委託としまして585万4,000円を計上いたしております。

次に、90ページの保健事業費でございますが、総額で8,647万4,000円を計上しております。本年度におきましても、各種の健診事業等を実施してまいります。その他の健診事業も含めまして、受診率の向上に向け受診しやすい体制づくり、あるいは啓発に努めていくこととしております。

次に、100ページの農業振興費の事業項目のうち下から3つ目、農業公社運営補助事業

におきましては、京丹波農業公社及び和知ふるさと振興センターの運営補助金など、総額で4,533万4,000円を計上しております。

101ページの事業項目上から5つ目です。有害鳥獣対策事業であります。総額で8,620万円を計上しております。予算額につきましては、前年度とほぼ同額となっております。有害鳥獣対策事業につきましては、施政方針にもございますように、農業振興施策における最重要課題として位置づけておりまして、平成31年度におきましても、30団体におきまして金網フェンスや電気柵等の設置に取り組んでいただくこととしております。また、サル対策としましても、大丹波サル対策広域協議会での連携によりまして、広域的にサル管理を行っていくこと。あるいは檻によります捕獲等も行っていくこととしております。そのほか、わなの免許の新規取得、あるいは銃器免許の新規取得等に対します助成金制度もございまして、新規の捕獲従事者を育成することとしております。

次に、105ページでございます。

畜産業費でございます。

鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業におきましては、映画のロケ地として活用を進めているところでありまして、ロケ地の整備工事ということで543万7,000円など、総額で572万5,000円を計上しているところでございます。

次に、106ページ、5目の農地費でございます。

事業項目で上から4つ目の農地保全事業につきましては、農林漁業事業補助金としまして11団体が実施します農道等の施設の改良工事などに852万3,000円など、総額で892万3,000円を計上しているところでございます。

次に、108ページでございます。

農村情報施設管理費におきましては、ケーブルテレビ施設の管理経費としまして、前年度比4,766万2,000円の減となります2億4,983万8,000円を計上しておりまして、施設の適正な維持管理に努めることとしております。

同じく、111ページでございます。

8目の山村振興対策費の山村活性化支援交付金事業におきましては、森林伐採計画の策定、あるいは本町の特産品であります丹波くりの生産振興など地域資源を活用することとしまして、1,035万7,000円を計上しております。

117ページの2目、商工振興費、事業項目の下から3つ目の起業・新産業育成事業におきましては、町内での起業を支援し、町内の仕事づくりを推進するための事業費としまして、795万円を計上しております。

次のプレミアム商品券発行事業におきましては、消費税、地方消費税の引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起・下支えするために、低所得者、子育て世帯向けのプレミアム付き商品券の発行を行うものでございまして、その発行に係ります事務経費ということで、交付金の額、補助金の額同額の775万円を計上しております。

118ページ、事業項目、地域商社プロジェクト事業でございます。

地方創生推進交付金を活用しまして、京丹波町にあります地域資源を商品化し、町外に売り出すことによりまして外貨を稼ぎまして、その利益を人材育成に活用することを目的として、地域商社を立ち上げ育てていくという事業でございまして、地場産品をブランド化しまして、ふるさと産品としても取り扱うこととしまして、寄附金額の増加も視野に入れて連携して事業を進めることとしております。

次に、124ページでございます。

土木費の道路新設改良費でございます。総額4億5,992万8,000円を計上しております。前年度比で2,186万6,000円の減となっております。事業内容であります。事業箇所が18カ所で、継続事業がそのうち16カ所、新規事業が2カ所ということになっております。

次に128ページ、住宅管理費でございます。事業項目の町営住宅維持管理事業におきましては、和知地区の篠原団地及び篠原石仏団地の除却工事費としまして1,380万7,000円を含めまして、全体で3,007万6,000円を計上しております。

次に129ページからの消防費でございます。

まず、常備消防費につきましては、広域消防組合負担金としまして、平成30年度の実績によりまして計上をしております。次の非常備消防費には、消防団の運営経費など8,760万6,000円を計上いたしております。

133ページからの教育費でございます。

事業項目としまして、3つ目の学童保育事業では、学童のびのび1組、丹波の保育施設改修工事費としまして6,961万1,000円を含めまして、総額で9,290万円を計上しております。

また、事業項目下から2つ目の認定こども園開設準備事業におきましては、平成34年4月の開設に向けまして、実施設計業務に着手することとしておりまして、3,329万7,000円を計上しているところでございます。

次に、153ページでございます。

1目、保健体育総務費の事業項目中ほど、ホストタウン構想推進事業におきましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機としたホストタウン構想を推進するために、グリーンランドみずほホッケー場のナイター照明の設備工事など1億523万1,000円。事業項目その2つ下のスポーツ観光聖地づくり事業では、ホッケーをスポーツ観光のツールとして活用し、交流人口の拡大など観光振興を図るものでありまして、同じくグリーンランドみずほホッケー場のスタンドの屋根整備などに612万8,000円などを計上しております。

最後に、159ページの公債費でございます。

元金償還分が14億1,129万円、利子分としまして8,454万4,000円を計上しております。

なお、予算書の最終ページのところに、地方債残高の見込みに関する調書を掲載しております。この調書につきましては、許可ベースの額の表でありまして、実際の借り入れとは少しずれる場合がございますが、増減見込みの欄を見ていただきますと、平成31年度中の借り入れが19億4,630万円、元金償還が14億1,129万円となっております。差し引きしますと5億3,501万円が残高として増加することとなります。

以上、飛ばし飛ばしの説明でございましたが、一般会計予算の補足説明とさせていただきます。

なお、予算資料といたしまして、事業ごとにまとめました資料のほうも別冊で配付をしておりますので、参考としてごらんいただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。ご審議いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、議案第16号 平成31年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

平成31年度の国保事業特別会計につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ18億3,900万円とさせていただくものでございます。前年度当初予算と比べまして700万円の減、率にして約0.4%の減とさせていただいております。

まず、予算編成の前提といたしまして、被保険者数を一般3,620人、世帯数を2,228世帯とし、各被保険者の所得及び固定資産税額を基礎といたしまして算定いたしております。

なお、退職につきましては、各都道府県が示す納付金と同額を計上することとなっております。

また、平成31年度の国保税率につきましては、先ほどの町長の提案説明にもありましたとおり、前年度と同率に据え置くこととして予算を計上させていただいております。

それでは、詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

まず、歳入から主なものにつきまして、説明をさせていただきます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

最初に、歳入では、1款、国民健康保険税でございますが、一般被保険者分全体といたしましては、前年度比939万4,000円減の2億9,029万9,000円、退職被保険者分といたしましては、前年度比191万5,000円の減で41万5,000円といたしております。予定収納率は、一般被保険者分95.18%で算定しております。

次に、4ページ、3款、府支出金、1項、府補助金のうち普通交付金については、本町が保険給付に要した費用を京都府から交付されるもので、13億232万円を計上いたしております。

また、特別交付金のうち保険者努力支援交付金につきましては、医療費の適正化に向けた取り組みに対する支援ということで、京都府が示す金額548万6,000円を計上しております。

次に、その下でございますが、特別調整交付金（市町村分）につきましては、従前の国の特別調整交付金に当たるもので、保健事業に係る経費、ジェネリック医薬品の利用促進に係る差額通知の発送経費、へき地直営診療所運営費などの交付金を中心に2,281万1,000円を計上しております。

次の府繰入金（2号分）につきましては、従前の府の特別調整交付金に当たるものでございますが、保健事業に係る経費、レセプト点検員に対する交付金など2,374万円を計上しております。

また、特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査及び特定保健指導に係ります費用の3分の2相当分であります566万2,000円を計上いたしております。

5ページ、5款、繰入金、1目、一般会計繰入金では、全体で1億3,699万円で、前年度より2,119万9,000円の減額としております。

総務省通知の繰出基準等に基づき計上したところでございますが、1節及び2節の保険基盤安定繰入金につきましては、一般被保険者で所得の低い方の7割・5割・2割といった保険税の軽減分5,711万5,000円と、保険者支援分3,106万6,000円を計上しております。

3節の職員給与費等繰入金につきましては、事務費部分でございますが、昨年度より58

万9,000円を増額計上しております。

4節の出産育児一時金等繰入金は、昨年度より3件分減の12件分としまして、504万円の3分の2の336万円を計上しております。

5節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、国保事業に係る交付税算入見合い分ということで、昨年当初と同額を計上しております。

6節、その他一般会計繰入金におきましては、健康管理センターの施設管理に対するもの、また、人間ドック、がん検診に関するものを計上しております。

なお、福祉医療波及分繰入金につきましては、平成30年度予算におきまして、基金の積み立ても図れる見込みであることなどから皆減としております。

また、6ページの2項、基金繰入金、1目、国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、収支の均衡を図るため4,720万円の繰り入れを見込んでおります。

なお、今回の3月補正予算（案）も含めた予算ベースでの平成31年度末基金見込残額といたしましては、2億7,952万3,000円となります。

6ページから7ページの7款、諸収入につきましては、延滞金や一般被保険者に係る返納金を主なものといたしまして、全体で359万6,000円を計上したところでございます。

次に、8ページからの歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

まず、1款、総務費、8ページから10ページにかけてでございますが、保健師1名分の人件費とレセプト点検の嘱託職員賃金、運営事務費のほか賦課徴収に係る費用、運営協議会費用などを計上し、全体で1,957万1,000円を計上しております。

10ページから11ページの2款、保険給付費、1項、療養諸費につきましては、平成30年度の実績、昨年度の医療費実績、また、直近4カ月平均の給付費等を参考といたしまして、また被保険者数の減少も考慮して算出しております。療養諸費の合計額といたしましては、一般退職の療養給付費及び療養費と審査支払手数料を含めまして、11億5,496万9,000円としております。前年度と比較しまして1,452万5,000円の減額、率にして1.2%減としております。

次に、11ページの2項、高額療養費については、一般退職ともに療養諸費と同様に直近の支給額等から推計し、前年度と比較しまして1.2%の減、1億5,041万円を計上いたしております。

12ページ中段の出産育児一時金につきましては、昨年度より3件少ない12件分といたしまして、1件当たり42万円の504万円を計上し、また、最下段の葬祭費については、1件5万円の25件分で、昨年度と同額の125万円を計上いたしております。

13ページの精神・結核医療付加金につきましては、精神障害医療及び結核医療の自己負担分を給付するもので、過去の実績額をもとに昨年度と同様の額を計上いたしました。

同ページから14ページにかけての3款、国民健康保険事業費納付金につきましては、市町村が支払う保険給付費の全額を都道府県が市町村に交付するための財源といたしまして、都道府県が市町村から徴収するものであり、都道府県は都道府県全体の保険給付費の必要額の見込みを立てまして、必要額を市町村ごとの所得水準や医療費水準を考慮して、市町村に配分するというものでございます。平成31年度は、合計4億4,991万4,000円で昨年度より1,724万1,000円の増となっております。

同じく、14ページ最下段、5款、保健事業費、疾病予防費の疾病予防では、医療費通知や後発医療品利用促進及び服薬情報分析委託料のほか、人間ドック助成金を計上いたしております。

なお、人間ドックの助成金につきましては、外来半日ドック2,001件分、609万6,000円を計上いたしております。

健康増進また健康づくり推進事業につきましては、一般会計で実施しているがん検診等、あるいは保健指導に対する国保被保険者分の費用を国保の保健事業に位置づけまして、その費用の一部を負担するものでございます。一般会計への繰出金として、合計で325万1,000円を計上しております。財源につきましては、京都府の特別交付金及び特別調整交付金の活用をそれぞれ見込んでおります。

15ページの特定健康診査等では、主に40歳から74歳までの被保険者に係る特定健診に係る費用といたしまして、1,656万1,000円を一般会計に繰り出しまして、集団健診の方法で実施することといたしております。

なお、委託料の特定健診委託料につきましては、個別健診やカーブス、京都府トレーニングセンターへの委託料でございます。

15ページから16ページにかけて3項、健康管理センター事業費では、施設管理費、保健指導事業費、健康増進指導事業費を合わせまして、全体で577万3,000円といたしております。

17ページから18ページの8款、諸支出金では、保険税の還付金を計上するとともに、18ページ下段でございますが、繰出金においては、歳入の府補助金の特別調整交付金の対象となっております和知診療所及び和知歯科診療所へのへき地直営診療所運営経費といたしまして、1,444万5,000円を病院事業会計に繰り出すことといたしております。

最後、19ページ、予備費につきましては、平成30年度から制度改革によりまして、そ

の年その年の国保財政運営の不確実性は相当程度取り除かれることも踏まえまして、昨年度同様500万円を計上させていただくものでございます。

以上、国民健康保険事業特別会計の説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第17号 平成31年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

会計の概要といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定によりまして、後期高齢者に係る保険料を徴収し納付すること、及び保険料の軽減に係る保険基盤安定繰入金を一般会計から受け入れ広域連合に納めるというものでございます。平成31年度の予算総額は、前年度より893万4,000円増、率にして約3.8%増の2億4,315万9,000円とさせていただくものでございます。保険料や基盤安定負担金につきましては、広域連合の算定に基づき予算を編成いたしております。

それでは、詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

最初に、歳入からご説明いたします。

事項別明細書3ページをお願いします。

歳入では、1款、保険料、後期高齢者医療保険料でございますが、現年度分につきましては、広域連合の保険料算定に基づき前年度と比較して、807万9,000円増の1億6,051万3,000円を計上いたしております。現在の調定額により案分し、特別徴収分を保険料試算額の78%として1億2,512万2,000円、普通徴収分については22%といたしまして、3,529万1,000円とさせていただいております。

なお、広域連合議会で2年ごとに決定されます保険料率につきましては、平成30年度と同様、均一保険料は、均等割4万7,890円、所得割が9.39%となっており、府全体で1人当たりの平均保険料は7万4,961円と見込まれております。

また、保険料の賦課限度額は、昨年同様62万円です。据え置かれておりますが、保険料の軽減を受ける世帯の所得については、国保と同様に拡大が実施されることとなっております。

3款、一般会計繰入金については、事務費分として311万5,000円、所得の少ない方に対する保険料の軽減分に係ります基盤安定繰入金として7,431万円を計上いたしております。

また、人間ドック助成の財源であります保健事業費繰入金といたしまして、40万6,000円を計上いたしております。

次に、4ページ、4款、繰越金につきましては、出納整理期間に収納した保険料分を見込

んでおります。

また、下から2段目の5款、諸収入、雑入につきましては、広域連合からの助成金で、人間ドック助成事業への財源とする180万円を計上いたしております。

次に、5ページ、歳出についてでございますが、1款、総務費、一般管理費では、75歳到達時や被保険者証の一斉更新に係る郵送料を主なものといたしまして、一般事務経費分として184万1,000円を計上いたしております。

2項、徴収費では、保険料決定通知書等の印刷・郵送費用と口座振替手数料が主なものでございます。

6ページの2款、広域連合納付金では、徴収いたしました保険料と低所得者に係ります保険料軽減分の負担分を広域連合に納付するものでございます。これも広域連合の試算に基づき算出しており、保険料軽減対象者に係ります基盤安定負担金につきましては、昨年度に比べまして259万円の増額、また、保険料等負担金についても807万9,000円の増額となり、総額で昨年度より1,066万9,000円増の2億3,682万5,000円を計上いたしております。

3款、保健事業費では、歳入でも若干触れましたが、広域連合からの助成金等を財源といたしまして、人間ドックの助成金を計上しております。受診者数につきましては、昨年度より2名減の日帰りドックで65人分を見込んでいるところでございます。

以上、簡単ではございますが、平成31年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） それでは、議案第18号 平成31年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の事業勘定とサービス事業勘定分について、その概要をご説明申し上げます。

まず、事業勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3,629万9,000円と定めるものでございます。前年度と比較しますと、1,255万1,000円、0.6%の減となっております。平成30年度から平成32年度までを計画期間とします第7期介護保険事業計画の2年目に当たり、第7期計画のサービス見込料を基本としつつ、サービス利用状況などを加味して予算計上をさせていただくものでございます。

第1表、歳入歳出予算につきましては、後ほど第3表、事項別明細書において説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為につきましては、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定

事業として、平成32年度の事業費としまして380万6,000円を計上させていただいております。次期計画の策定にあたり、効果的で効率的に計画策定事務が進められますよう、専門的な知識、技術、経験等を有した業者に事業委託することとし、平成31年度から2カ年で策定に向けた取り組みを行うこととしておりますので、次年度委託予定の事業費を計上しております。

なお、全体の委託事業に係ります予定事業費は680万9,000円となっております。続きまして、事項別明細書において説明をさせていただきます。

3ページの歳入をお願いいたします。

歳入の1款、保険料、1目、第1号被保険者保険料は、第1号被保険者数を5,903人と見込み3億9,255万1,000円、前年度と比較して1,553万1,000円の減。その内訳といたしまして、現年度分特別徴収保険料として3億7,137万8,000円、現年度分普通徴収保険料として2,097万3,000円を計上しております。収納率は現年度分全体で99.3%を見込んでおります。

先ほど介護保険条例の改正でご説明申し上げました第1段階から第3段階に係ります低所得者の第1号保険料軽減措置を適用することとしておりまして、第1段階で945人、第2段階で728人、第3段階で589人とそれぞれ対象者を見込み、それを反映した保険料となっております。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目の介護給付費負担金は、現年度分として3億6,039万5,000円、保険給付費のうち施設介護給付費などの施設等に係る給付費の15%、居宅介護サービス給付費などのその他の給付費の20%となっております。

4ページをお願いいたします。

2項、国庫補助金、1目、調整交付金につきましては、保険給付費分と地域支援事業分として合わせて1億6,634万円とし、交付率を8%で計上させていただいております。

2目の地域支援事業交付金は全体で1,935万5,000円、一般介護予防事業分、介護予防・生活支援サービス事業分の20%と、包括的支援事業・任意事業分の38.5%となっております。

4款の支払基金交付金につきましては、1目、介護給付費交付金として5億5,165万5,000円、2目、地域支援事業支援交付金として974万5,000円を計上いたしております。

5款の府支出金、1項、府負担金、1目、介護給付費府負担金3億363万3,000円は、施設等給付費の17.5%、その他の給付費の12.5%で計上させていただいております。

ます。

2項、府補助金、1目、地域支援事業交付金1,058万円、6ページの一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業の12.5%、包括的支援事業・任意事業の19.25%で計上いたしております。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、1目の介護給付費繰入金は2億5,539万5,000円、ルール分として保険給付費の12.5%を一般会計から繰り入れを行うものでございます。

2目の地域支援事業繰入金として1,060万9,000円、ルール分として一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業の12.5%、包括的支援事業・任意事業の19.25%としております。

3目、低所得者保険料軽減繰入金は、先ほど1款、保険料のところでご説明申し上げました低所得者に対する保険料軽減措置分として1,628万4,000円を計上しております。

2項、基金繰入金では、第7期介護保険事業計画期間における介護保険料の急激な上昇の抑制を図るため、介護給付費準備基金を計画的に取り崩しを行うこととし、1,561万8,000円を計上しております。

以上が歳入でございます。

続きまして、9ページの歳出をお願いいたします。

1款、総務費では、1項、総務管理費、1目、一般管理費で179万円、2項、徴収費、1目、賦課徴収費に135万7,000円、10ページの3項、介護認定審査会費では、円滑な認定調査を実施するための認定調査員の臨時雇用賃金261万1,000円や、主治医意見書作成手数料など461万円、認定審査会に係ります委託負担金として799万円を計上させていただいております。審査会は、引き続き京都府に事務委託させていただくこととしております。

また、11ページの4項、計画策定委員会費では、第8期介護保険事業計画等の策定に向けた業務委託料として300万3,000円を計上いたしております。

2款、保険給付費につきましては、第7期介護保険事業計画に計上した給付費を基本としつつ、平成30年度のサービス利用状況などを加味して予算計上いたしております。

1項、介護サービス等諸費の主なものにつきましては、1目の居宅介護サービス給付費では6億3,988万7,000円、訪問介護の利用者を月当たり159人、通所介護を301人、短期入所生活介護を116人など見込んでおります。

2目の地域密着型介護サービス給付費では、全体で2億5,789万円、町内の定員29

名以下の地域密着型介護老人福祉施設とグループホーム、定員18人以下の小規模デイサービス分、さらには認知症デイサービス等に係るものでございます。

3目の施設介護サービス給付費は8億6,241万4,000円、月当たり介護老人福祉施設217人、介護老人保健施設53人などの入所に係る費用を見込んでおります。

12ページの6目、居宅介護サービス計画給付費では、要介護者のケアプラン作成に係るもので月当たり529人を見込み、8,902万2,000円を計上しております。

2項の介護予防サービス等諸費では、主なものといたしまして、1目、介護予防サービス給付費1,729万円、介護予防通所リハビリを月24人、介護予防福祉用具貸与を59人などの利用を見込んでおります。

また、13ページ、5目の介護予防サービス計画給付費は要支援者へのケアプラン作成に係るもので月67人と見込み、366万7,000円を計上いたしております。

同じく、13ページの下段、4項、高額介護サービス等費は、利用者負担額が定められた世帯の上限額を超えた場合に支給するもので3,997万3,000円、14ページの5項の特定入所者介護サービス等費は、低所得の施設入所者に対する食費、居住費の負担限度額を超えた部分について補足給付するもので、介護と介護予防を合わせて1億1,459万円を計上いたしております。

以上、保険給付費の総額は20億4,316万7,000円で、前年度に比べ0.4%、884万3,000円の減でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

3款、地域支援事業費、1項の一般介護予防事業費につきましては、65歳以上の高齢者を対象として、広く介護予防・認知症予防活動を普及することとして、ふれあい・いきいきサロン活動やボランティアの養成、筋トレ教室の開催など、全体で329万5,000円を計上いたしております。

2項の介護予防・生活支援サービス事業費、いわゆる総合事業では、予防給付から移行しました予防訪問介護、予防通所介護などの現行相当サービス事業費として1,554万1,000円、16ページの通所型サービスA事業では、事業全体として912万3,000円を計上しております。

この内訳といたしまして、平成31年度から事業を受託いただけない事業所ができ、委託事業所数が減ることから町直営実施分の増加等を見込み、臨時雇用賃金167万4,000円計上、さらに、直営事業において認知症予防プログラムを取り入れるための講師への報償費14万4,000円、また、ミニデイサービス事業委託料として694万3,000円な

どを計上いたしております。

通所型サービスC事業では、すこやか体操教室の臨時雇用賃金など全体で604万円を計上し、先ほどの通所型サービスA事業の委託事業所数が減少することにより、利用者の心身の状況や希望等にもよりますが、この通所型サービスC事業での受け入れも考えております。

続きまして、現行相当サービスを利用された場合のケアプラン作成委託料などの介護予防ケアマネジメント事業に213万円、また、人員や資格基準を緩和した生活援助を主体とする訪問型サービスA事業として19万8,000円など、総合事業全体で3,305万2,000円を計上し、引き続きひきこもり予防や要介護状態となることを予防するための取り組みを進めてまいります。

続きまして、17ページの4項、包括的支援事業・任意事業費につきましては、1目の包括的支援事業費として、全体で2,020万5,000円を計上いたしております。生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業では、平成30年度から高齢者等の生活支援、介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、地域において生活支援介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーターを、中学校区ごとに1名配置しておりますが、新たに総括的な役割を果たす生活支援コーディネーターを1名配置することとし、計4名分に係ります委託料など1,918万円を計上しております。

18ページの認知症初期集中支援推進事業では、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らしを続けていただけるために、早期診断・早期対応に向けた支援体制として、認知症初期集中支援チームを平成29年度に設置したところであり、専門医を初めとするチーム員の報償費など42万4,000円を計上しております。

2目の任意事業費では、全体で1,131万5,000円を計上し、紙おむつ等の購入に係る家族介護用品支給事業に880万5,000円、介護サービス利用者の疑問や不安の解消、介護サービスの資質向上を図るため、希望される事業所等に介護相談員の派遣を行う地域自立生活支援事業に66万4,000円、介護給付費等費用適正化事業に131万9,000円などを計上しております。

4款、基金積立金においては、基金利子分の5万1,000円を介護保険給付費準備基金に積み立て、歳入でご説明申し上げました基金の繰り入れ分の1,561万8,000円を差し引き、平成31年度末の基金残高は予算ベースで1億5,222万8,000円と見込んでおります。

以上、事業勘定の説明とさせていただきます。

続きまして、サービス事業勘定の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を487万6,000円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと11.3%、61万9,000円の減となっております。

それでは、事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳入では、1款、サービス収入、1目、居宅支援サービス計画費収入が主な収入でございます。委託の分も含めて地域包括支援センターが作成する介護予防サービスのケアプラン作成費であります居宅支援サービス計画費収入として、487万5,000円を計上しております。

次に、4ページをお願いいたします。

歳出では、2款、事業費、1目、居宅介護支援事業費は466万1,000円で、要支援者の介護予防の計画作成に係る事業所への委託料266万4,000円を主なものとして、介護予防給付管理システム関係の費用を合わせて計上しております。

また、地域包括支援センター直営でのケアプラン作成に係る収入分について、事務経費等を差し引いた余剰金を一般会計の人件費に充当することとして、一般会計繰出金141万2,000円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、議案第18号 平成31年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の事業勘定及びサービス事業勘定分の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 続きますと、同じく介護保険事業特別会計、老人保健施設サービス勘定について、補足説明を申し上げます。

平成31年度の老健施設に係る予算は、歳入歳出それぞれ1億5,261万円と定めるものでございます。前年度と比較しますと398万3,000円、率にして約2.5%の減少となっております。

では、最初に、歳入からご説明申し上げます。

事項別明細書3ページをごらんください。

1款のサービス収入は、3つの項に区分されております。

まず、1項、介護給付費収入、1目、居宅介護サービス費収入でございますが、短期入所、いわゆるショートステイの利用収入となります。要介護3の方を算出ベースとし、利用者数を1日3人、年間利用日数1,080日、収入として1,104万円を計上しております。

次に、2目、施設介護サービス費収入でございますが、こちらは長期入所の収入となります。個室は要介護4の方を1日1人、多床室は要介護3の方を年間4,015人程度ご利用

○上下水道課長（十倉隆英君）　続きまして、議案第19号　平成31年度京丹波町下水道事業特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

平成31年度の歳入歳出予算額を9億5,910万円とさせていただくもので、平成30年度当初予算と比べまして、490万円の減額としております。

次に、第3条、一時借入金につきましては、借り入れの最高額を3億円と定めるものです。

続きまして、第2条の地方債につきまして、4ページの第2表、地方債のほうをお願いいたします。

下水道事業債の限度額については360万円、資本費平準化債の限度額については1億4,360万円、過疎対策事業債の限度額を360万円として借り入れることとしております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ記載のとおりですので、ご確認のほうをお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の主なものにつきまして説明のほうをさせていただきます。

事項別明細書の7ページからお願いします。

歳出から説明させていただきます。

1款、総務費においては、職員3名分の給料など2,508万3,000円の人件費を計上しております。

次に、2款、1項、1目、農業集落排水費、施設整備費について、8ページをお願いします。供用後、30年を経過し、処理機能の低下が進む蒲生処理場において、長寿命化を図るため機能強化工事を行うこととし、15節、工事請負費として1,312万1,000円を計上しております。

2目、施設管理費は、総額1億726万6,000円で、内訳としましては、農業集落排水15処理地区の汚水処理等に係る管路及び処理場の施設管理事業に1億322万3,000円、林業集落排水2地区の施設管理事業に260万7,000円、簡易排水1地区の施設管理事業に143万6,000円を計上しております。主なものとしまして、11節、需用費に18処理場、中継ポンプ165カ所の光熱水費として2,997万1,000円を、修繕料として、須知処理場ほか7施設における機器類の修繕やポンプ施設の修繕費用として1,357万2,000円を、13節、委託料では、処理施設の正常な機能を維持するための各機器類及び設備の保守点検を行う施設維持管理委託料として2,417万8,000円や、汚泥566立方メートル相当の脱水委託料1,247万1,000円や、汚泥965立方メートル相当の引き抜き委託料として1,868万9,000円など、委託料総額で5,886万1,000円を計上しております。

次に、9ページをお願いします。

下段の2項、1目、公共下水道費、施設整備費では、10ページの15節、工事請負費において、平成28年度より進められています下山処理区内の高屋川河川改修関連の藤ヶ瀬橋架替工事の上部工事仮設に伴い、下水道本管を転化するための工事費として2,370万円を計上しております。

次に、下段2目の施設管理費では、総額1億1,854万5,000円を計上しております。主なものとして、11節、需用費に4処理場と中継ポンプ109カ所の光熱水費として2,413万1,000円を、11ページの修繕料として、各施設の機器類やポンプ類のオーバーホールの費用として802万円を、12節、役務費の手数料では、各種振替手数料に加え本年度は、濃縮汚泥270トン相当の処分手数料を含めまして590万円を計上しております。13節、委託料では、各種機器類及び施設の保守点検を行う施設維持管理委託料1,950万3,000円や濃縮汚泥270トン相当の脱水業務委託料として5,062万2,000円などを計上しております。

12ページをお願いいたします。

3項、1目、浄化槽の施設管理費では、1億910万6,000円を計上しております。主には、11節、需用費の修繕料として、町有浄化槽のプロワの修繕164基や交換23基などを見込みまして778万8,000円を、13節、委託料では、町管理基数を1,329基と見込み、浄化槽法に基づく清掃委託料として6,301万4,000円を、保守点検委託料として3,683万6,000円を計上しております。

3款、公債費につきましては、農業集落排水事業、公共下水道事業、浄化槽事業の3事業を合わせまして、元金分として4億7,000万1,000円、利子分として8,839万5,000円を計上し償還することとしております。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページにお戻りください。

1款、分担金及び負担金につきましては、下水道事業費分担金として、農業集落排水事業、特環公共下水道事業ともに3件の新規加入を見込み、518万4,000円を計上しております。

2款、1項、使用料では、現年分として、1目、1節、農業集落排水使用料を9,396万8,000円、2目、1節、林業集落排水使用料を140万5,000円、3目、1節、簡易排水使用料を86万3,000円とし、4ページをお願いします。4目、1節、特環公共下水道使用料は9,593万5,000円、5目、1節、浄化槽使用料は6,714万2,

000円とそれぞれ計上しております。

なお、現年度分の使用料につきましては、平成30年度末見込みから月使用件数を4,941件、年間使用水量を114万2,856立方メートルとして平成29年度の収納率を乗じ、消費税につきましては、8%を8カ月、10%を4カ月として算出しております。

3款、府支出金につきましては、歳出で説明しました農業集落排水施設の機能強化に向けた事業に要する経費の50%、656万円を府補助金として計上しております。

5ページをお願いします。

5款、繰入金につきましては、1節、一般会計からの繰入金を総額で5億2,412万円とし、農業集落排水事業分2億1,307万6,000円、特定環境保全公共下水道事業分2億5,841万9,000円、浄化槽市町村整備推進事業分5,262万5,000円をそれぞれ繰り入れることとし、前年度に比べまして2,719万5,000円の減額としております。

7款、諸収入におきましては、歳出で説明しましたとおり、京都府の高屋川河川改修事業による支障物件移設補償費として1,185万円を計上しております。

最後に、8款、町債につきましては、農業集落排水施設整備事業蒲生処理場機能強化事業に充当するため、農業集落排水事業債及び過疎対策事業債をそれぞれ360万円計上しております。資本費平準化債につきましては、農集分7,310万円、公共分6,760万円、林集分190万円、浄化槽分100万円を計上し、合計で1億5,080万円の借り入れとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第19号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第20号 平成31年度京丹波町土地取得特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

平成31年度京丹波町土地取得特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ5万4,000円とさせていただくものでございまして、前年度と同額となっております。

それでは、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、土地開発基金の利子としまして5万4,000円を計上しております。

次に、4ページに入ってくださいまして、歳出でございます。

土地基金費の土地開発基金繰出金に歳入と同額の5万4,000円を計上しております。基金利子の積み立てにつきましては、土地開発基金条例第6条に基づきまして、土地取得特別会計予算に計上して整理をさせていただきます。定額の資金を運用するための基金でありまして、支出科目は繰出金からの支出とされております。

以上、簡単でございますが、議案第20号 平成31年度京丹波町土地取得特別会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 議案第21号 平成31年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ625万6,000円とさせていただきますのでございます。平成30年度と比較し、60万円の増額となっております。

まず、事項別明細書3ページ、歳入でございます。

主な歳入につきましては、繰入金といたしまして、一般会計から312万3,000円、育英基金から312万円、後ほどご説明をさせていただきます育英給付金の2分の1をそれぞれ繰り入れることといたしております。

次に、裏面、事項別明細書4ページをごらんください。

歳出についてでございます。

育英給付金624万円を計上しております。この給付金につきましては、平成30年度の申請者数を積算基礎といたしまして、大学生16人、高校生23人、高等専門学校生3人、専門学校生8人、合計50人を見込むものでございます。

以上、議案第21号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 木南企画政策課長。

○企画政策課長（木南哲也君） それでは、議案第22号 平成31年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

平成31年度の歳入歳出予算総額は1億2,282万円で、前年度と比較し435万円、3.4%の減となっております。前年度は、バス2台の更新を行いましたが、平成31年度はバス1台の更新としておりますことが減少した要因となっております。

それでは、主な予算の内容につきまして、事項別明細書よりご説明申し上げます。

3ページをごらんください。

まず、歳入でございます。

運行事業収入では、一般の乗車に係る運賃収入906万8,000円、また小中学生の通学に係る受託収入1,411万1,000円を計上しております。一般会計繰入金は、8,727万3,000円を見込んでおります。諸収入、雑入の施設管理協力金46万6,000円につきましては、JR和知駅構内、和知ふれあいハウス「山ゆり」の電気代負担分でございます。

6款の町債では、バス購入費の財源として、過疎対策事業債1,190万円を借り入れる予定としております。

1枚めくっていただきまして、次に歳出でございます。

運行事業費の事業項目、運行一般事業では、13路線バス17台、自家用バス管理事業では、自家用バス1台に係る運行管理経費を計上しています。主なものといたしまして、賃金では、嘱託職員は5人、常勤の臨時職員12人と非常勤の臨時職員分を合わせて5,548万2,000円を計上しています。

需用費につきましては、タイヤ購入などの消耗品、燃料費、車検等の修繕料など3,293万円を計上しております。

5ページに移りまして、備品購入費、バス購入費が1,209万2,000円、バス1台分の購入費用でございます。13年経過しております定員34人乗りの中型バスを廃車にし、定員29人乗りの小型バスに更新をすることを考えております。

その他各科目にわたって保険料、重量税など、バス車両に係る費用や光熱水費などバス事務所に係る費用などを計上しております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、議案第23号 平成31年度京丹波町須知財産区特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ121万円とさせていただくものでございまして、前年度比1万5,000円の減、1.2%の減となっております。

ページをめくっていただきまして、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款の財産収入、1項の財産運用収入、1目の須知地区におきましては、財産貸付収入に39万4,000円を計上しております。駐車場貸付として、消防本部横駐車場、公民館敷地で13万円、敷地料として、鉄塔携帯電話基地で26万4,000円を計上しております。

次に、2款の寄附金でございます。須知地区で管理運営寄附金として38万円計上をして

おります。

3 款の繰入金でございます。基金繰入金としまして、32万2,000円計上しております。竹野地区での事業不足分としまして繰り入れをするものでございます。

次に、5 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

須知地区におきましては、管理会の運営に係ります経費としまして58万円、また、財産管理経費としまして、22万円を計上しております。

ページめくっていただきまして、6 ページでございます。竹野地区でございます。

竹野地区では、同様に管理会の運営に係ります経費として16万4,000円、財産管理経費としまして20万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、議案第23号 平成31年度京丹波町須知財産区特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号 平成31年度京丹波町高原財産区特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算総額を歳入歳出それぞれ28万円とさせていただくものでございまして、前年度比3万9,000円、16.2%の増額となっております。

まず、ページをめくっていただきまして、事項別明細書3ページの歳入でございます。

主なものとしましては、2 款の寄附金で21万9,000円を計上しております。高原地区5区から寄附を見込んでおります。

次に、4 ページをごらんください。

歳出でございます。

管理会の運営に係ります経費及び基金への積み立てなどで23万円、財産管理経費としまして4万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、議案第24号 平成31年度京丹波町高原財産区特別会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明の途中ではありますが、これより暫時休憩します。午後2時55分までとします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時55分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山内瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山内善博君） 議案第25号から議案第28号までの桧山・梅田・三ノ宮・質美の各財産区特別会計予算について、一括して補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第25号 平成31年度京丹波町桧山財産区特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ1,430万円とするもので、前年度から20万円の減額でございます。

初めに、歳入の主なものについて、事項別明細書の3ページをごらんください。

1款、財産収入、1目、財産貸付収入、1節、土地建物貸付収入では、ゴルフ場用地として1,305万8,000円、携帯電話の無線基地局用地として15万円、2節、マツタケ等採取権収入に5万円、そのほか財政調整基金利子8万9,000円を計上しております。

2款、繰入金、1目、基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金では、歳入歳出の均衡を図るため43万円を計上しております。

次に、歳出の主なものがございますが、事項別明細書の4ページをお開きください。

1款、総務費、1目、一般管理費では、委員報酬99万円、退任者記念品代8万円、旅費22万5,000円、財政調整基金積立金10万1,000円と必要な経費を計上しております。

2目、財産管理費、13節、委託料で、八田地内作業道延伸等、直営林保育作業委託に前年同額の300万円を計上しております。

5ページの3目、諸費では、19節、負担金補助及び交付金で、桧山地域振興会補助金100万円など、財産区区域内の各種団体等への助成を行い、各区を対象とした山林高度利用補助金に435万円、桧山地域振興対策補助金では、安心安全対策事業45万円等、前年度実績並みとなる200万円を計上しております。

以上が桧山財産区特別会計でございます。

次に、議案第26号 平成31年度京丹波町梅田財産区特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ734万円とするもので、前年度と同額となっております。

初めに、歳入の主なものですが、事項別明細書の3ページをごらんください。

1款、財産収入、1節、土地貸付収入におきましては、無線中継塔用地や管内8区への貸付料として557万7,000円を、2節、マツタケ等採取権収入には1万円を計上しております。

2款、繰入金、1目、1節、財政調整基金繰入金では、歳入歳出の均衡を図るため、147万7,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものがございますが、事項別明細書5ページをお願いいたします。

1款、総務費、1目、一般管理費では、委員報酬54万円ほか必要な経費について前年度

と同様の額を計上しております。

2目、財産管理費、13節、委託料では、直営林保育作業の委託に25万円、めくっていただき6ページ、22節、補償補填及び賠償金では、無線中継塔などの用地貸し付けに係る当該区への土地貸付補償費として320万3,000円、3目、諸費、19節、負担金補助及び交付金では、梅田地域振興会への補助金として100万円、梅田地域振興対策補助金として森林作業道等災害復旧事業45万円、防犯灯設置事業40万円等、合計100万円を計上しております。

以上が梅田財産区特別会計でございます。

続きまして、議案第27号 平成31年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ308万1,000円とするもので、前年度に比べ52万3,000円の減額となっております。

初めに、歳入の主なものについて説明をいたします。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

1款、財産収入、1目、1節、土地貸付収入として、管内8区からの集落貸付料として63万円を計上し、2節、マツタケ等採取権収入では、前年比5万円減額となる9万円を計上しております。

2款、繰入金、1目、1節、財政調整基金繰入金では、歳入歳出の均衡を図るため153万6,000円を計上いたしました。

めくっていただき4ページ、4款、諸収入、2項、1目、1節、雑入では、質志大崩600平米の関西電力支障木伐採補償費に10万円を計上しております。

次に、歳出の主なものですが、事項別明細書5ページをごらんください。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費では、1節、委員報酬81万円に加え、平成31年度予定をしております先進地視察のための9節、旅費に16万3,000円、14節、使用料及び賃借料でレンタカー借り上げ料に8万6,000円等、必要な経費を計上しております。

2目、財産管理費では、6ページ、13節、委託料で、林道の崩土撤去等作業委託料に22万円、22節、補償補填及び賠償金、立木補償費で、雑入で計上しております質志大崩600平米の支障木補償費10万円を貸付地当該区に対し支払うこととしております。

3目、諸費、19節、負担金補助及び交付金では、三ノ宮地域振興会補助金20万円ほか団体補助に40万円、三ノ宮地域振興事業補助金には、館内施設の改修補助等に20万円を計上しております。

以上が三ノ宮財産区特別会計でございます。

最後に、議案第28号 平成31年度京丹波町質美財産区特別会計予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ330万円とするもので、前年比10万円の減額予算となっております。

最初に、歳入の主なものについて説明をいたします。

事項別明細書3ページをお開きください。

1款、財産収入、1項、1目、1節、土地貸付収入に管内7区からの141万4,000円、3つの法人からの129万1,000円、2節、マツタケ等採取権収入には5万円を計上しています。

次に、歳出の主なものですが、事項別明細書4ページをお願いいたします。

1款、総務費、1項、1目、一般管理費では、1節、報酬の88万2,000円ほか必要な事務費等について、前年度同様の額を計上しております。

2目、財産管理費、13節、委託料で、直営林保育作業委託料に80万円、19節、負担金補助及び交付金で、林業維持管理事業等補助金として30万円を計上しております。

3目、諸費、19節、負担金補助及び交付金では、質美地区遺族会への補助5万円と対象3区に対する貸付林等高度利用補助金25万9,000円、合わせて30万9,000円を計上しております。

以上が質美財産区特別会計でございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） それでは、議案第29号 平成31年度国保京丹波町病院事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書をごらんください。

この事業は、地方公営企業法にのっとり運営いたしております。

まず、第2条、業務の予定量でございますが、ここではそれぞれの施設における年間の患者見込数を上げております。

京丹波町病院では、一般病床47床を持ち、入院患者の見込数は1日平均33人、年間1万2,078人、病床稼働率は70%を見込んでおります。外来患者数は病院で1日平均110人、年間2万8,930人、質美診療所では1日平均8人、年間792人、合計で2万9,722人の来院を見込んでおります。

次に、和知診療所でございますが、外来患者数は1日に平均44人、年間1万604人の

来院を見込んでおります。

和知歯科診療所では、外来患者数を1日平均27人、年間7,749人を見込んでおります。

次に、第3条、損益取引に基づく収益的収入及び支出の予定額でございますが、総額として、収入支出それぞれ10億1,520万円と定めるものでございます。前年度と比較しますと920万円、率にして0.9%の減少であり、ほぼ前年度並みとしております。

施設ごとでは、京丹波町病院事業の収益及び費用の予定額は8億1,700万円、前年度と比較しますと100万円、率にして0.1%の増加。和知診療所事業の収益及び費用の予定額は1億2,120万円、前年度と比較しますと800万円、率にして約6.2%の減少。和知歯科診療所事業収益及び費用の予定額は7,700万円、前年度と比較しますと220万円、率にして約2.8%の減少となっております。

次のページに移ります。

第4条、投下資本の増減に基づく資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入総額は43万1,000円、前年度と比較しますと1億927万3,000円、率にして99.6%の減少でございます。支出総額は7,393万1,000円、前年度と比較しますと8,729万3,000円、率にして約54.1%の減少としております。この資本的収入が資本的支出に対して不足する額7,350万円は、過年度分損益勘定留保資金を用いて補填するものでございます。

施設ごとの収入では、京丹波町病院及び和知診療所の収入はゼロ円。歯科診療所は43万1,000円となっております。

支出では、京丹波町病院が6,929万1,000円、前年度と比較しますと8,027万9,000円、率にして約54.4%の減少。和知診療所は367万7,000円、前年度と比較しますと99万3,000円、率にして21.3%の減少。歯科診療所が96万3,000円、前年度と比較しますと359万1,000円、率にして約78.9%の減少としております。

次に、第6条では、議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、給与費と交際費をそれぞれ計上しております。

第7条、他会計からの補助金でございますが、京丹波町国民健康保険事業特別会計からの補助金を上げており、和知診療所893万円、和知歯科診療所551万5,000円、合計1,444万5,000円を見込んでおります。

以下、財務関係資料は割愛させていただきまして、ただ今申し上げました予算の内訳を予

算明細書から主なもののみご説明させていただきます。

19ページをごらんください。

先ほど申し上げましたとおり、この事業会計は地方公営企業法にのっとり運営しておりますので、予算の執行にあたっては、住民の福祉の増進はもとより、経済性の発揮も必要とされており、予算主義と決算主義双方の考え方が求められているところでございます。

まず、1款、京丹波町病院の入院収益でございますが、総務省指針の平均病床稼働率70%以上を基準に1日平均33人の入院が必要となります。予算としては、1目、入院収益3億1,290万円としております。この4月からは、地域医包括ケア病床も運営できる運びとなりました。

20ページで申しますと、入院収益の2行目、1日平均7人掛ける366日掛ける2万5,580円、こちらが地域包括ケア病床の収益見込みとなっております、入院単価は包括入院料として施設基準に定められております。

一方、上段の診療単価2万6,000円は、現在の平均入院単価からの見込み額であり、出来高算定方式となっております、患者見込数は1日平均26人としております。地域包括ケア病床の7人を合わせまして、1日平均33人としております。

2つの入院単価を比べますと、地域包括ケア病床は単価が少し安価にはなっておりますが、平均在院日数が24日から60日まで伸ばせることから、対象の患者様には地元の病院で長期間安心して入院していただけるようになり、その結果、空きベッドも減少、病床率も向上し結果的に収益確保、決算時の到達点につなげていきたいと考えているところでございます。

2目、外来収益では、病院と質美診療所訪問事業を合わせまして2億1,806万円を見込んでおります。前年度から479万円の減少となっておりますが、これは、土曜日の診療を前年度予算では毎週実施の月4回としていましたが、今回の予算では月2回としていることや、全体的に患者減少による訪問事業収入の減少が影響しているものでございます。

病院では、現状の患者数減少を回復させるため、1人でも多くの患者様を受けるを合い言葉に、4月からはまず時間外患者の確保としてレントゲンなどの検査体制の安定化を図り、診療体制の強化に努めてまいります。

次に、3目、その他医業収益では、公衆衛生活動収益における高齢者の予防接種収益や文書料収益が減少しております。

まとめますと、1項、医業収益は6億870万円とし、前年度比較680万円の減少としております。

2項、医業外収益の主なものとして、2目、補助金でございますが、新たな府補助金とし

て、地域医療介護総合確保事業費補助金544万6,000円を見込んでおります。これは、地域包括ケア病床において勤務する在宅復帰支援担当者や理学療法士の人件費等に充当することができる補助金でございます。

3目、負担金及び交付金の一般会計繰入金でございますが、繰出基準における対象項目の追加などにより、運営補助金等9項目を内部で精査し、全体として前年度比較779万円の増額、1億9,280万7,000円を計上したところでございます。

5目、長期前受金戻入657万4,000円、前年度比較526万5,000円の減額でございますが、これは減価償却費の財源として順次収益化していくものでございます。

まとめますと、2項、医業外収益は2億830万円とし、前年度比較780万円の増額としております。

病院事業の総収益は8億1,700万円となり、前年度比較100万円の増額としております。

次に、同じく19ページ、2款、和知診療所の医業収益でございます。

1目、外来収益でございますが、地域人口の減少等により、来院される外来患者数を1日平均前年度46人から今回は44人へと縮小したため、予算額4,900万円を計上し、前年度比較98万円の減少といたしました。

2目、その他医業収益では、公衆衛生活動収益における高齢者の予防接種収益等が減少しております。

まとめますと、1項、医業収益は6,052万円とし、前年度比較150万円の減少としております。

21ページをごらんください。

2項、医業外収益でございますが、1目、他会計補助金として、国保特別調整交付金893万円を見込んでおります。

また、2目、一般会計繰入金を含む負担金及び交付金でございますが、費用において人件費等の削減が図れたことから、一般会計繰入金の運営費負担金も縮減へつながり、全体として4,699万6,000円、前年度比較468万8,000円の減少としております。

3目、長期前受金戻入424万6,000円につきましては、先ほど病院のご説明で申し上げたものと同じでございます。

まとめますと、2項、医業外収益は6,068万円とし、前年度比較650万円の減額としております。

和知診療所の総収益は1億2,120万円となり、前年度より800万円の減額としてお

ります。

次に、3款、和知歯科診療所でございます。

1項、医業収益、1目、外来収益でございますが、診療単価の低下もさることながら、保険適用外の自費診療件数が減少してきたことから5,704万1,000円を見込み、前年度比較176万4,000円の減少としております。

2目、その他医業収益はほぼ例年どおりの95万9,000円を見込み、まとめてみますと、1項、医業収益は5,800万円となり、前年度比較180万円の減少としております。

2項、医業外収益では、1目、他会計補助金として、国保特別調整交付金551万5,000円を見込み、また、2目、負担金及び交付金でございますが、費用において経費等の削減が図れたことから、こちらも一般会計繰入金の運営費負担金の縮減へとつながり、一般会計繰入金を930万円とし、前年度比較180万円の減少としたところでございます。

3目、長期前受金戻入280万3,000円につきましては、先ほど病院等でご説明させていただきましてとおりでございます。

まとめてみますと、2項、医業外収益は1,900万円とし、前年度より40万円の減額としております。

和知歯科診療所の総収益は7,700万円となり、前年度より220万円の減額としております。

次に、収益的支出の補足説明をさせていただきます。

23ページをごらんください。

最初に、1款、京丹波町病院事業費用、1項、医業費用でございますが、まず1目、給与費におきましては、正職員45人、嘱託職員10人、臨時職員32人、合計87人を見込んでおり、5億2,028万4,000円を計上しております。その中で医師は全職種合わせまして延べ25人を見込んでおります。給料手当は正職員分、賃金は嘱託・臨時職員の人件費としております。

2目、材料費は、前年度より765万8,000円減額の5,660万円を計上いたしました。本年度の実績見込みに基づき可能な限り縮減したものでございます。

3目、経費でございますが、25ページをごらんください。

特に、委託料でございますが、大小合わせて43件の委託業務を締結しており、前年度より552万2,000円増額の1億540万6,000円を計上し、ついに1億円を超える見込みとなりました。可能な限り縮減に努めてまいりますが、委託業者側も人件費の高騰や消費税の増税、諸経費の高騰などを訴えており、価格交渉に相当なエネルギーを費やしてい

るところでございます。

一方、雑費では、前年度より347万8,000円の減額、367万1,000円を計上しております。前年度は、医師住宅や訪問看護ステーション地域包括ケア病床の開設準備費用を計上していましたが、全て解消されたものでございます。

次に、4目、減価償却費でございますが、建物、機械備品、車両を合わせまして52件の償却を予定しており、7,188万7,000円としております。

5目、資産減耗費でございますが、平成31年度除却資産の予定はございません。

まとめてみますと、医業費用の合計、1目から6目まで合わせまして、前年度比較220万円増額の7億9,840万円としております。

次に、2項、医業外費用でございますが、前年度とほぼ同額の1,810万円としております。

京丹波町病院の総費用は前年度と比較し100万円の増額、8億1,700万円を計上しております。

続きまして、27ページをごらんください。

2款、和知診療所の事業費用でございます。

1目、給与費でございますが、正職員5人、嘱託職員1人、臨時職員7人、計13人、7,675万円を計上しております。その中で医師の延べ人数は5人を見込んでおります。

2目、材料費は、全体的な調整額も含め、前年度比較21万円増額の804万円を計上し、3目、経費では、前年度とほぼ同額の2,664万3,000円としております。

29ページをごらんください。

4目、減価償却費では、建物、機械備品、車両を合わせて16件の償却を予定しており、前年度比較111万8,000円減額の710万8,000円としております。

医業費用の合計、1目から5目まで合わせまして、前年度比較890万円の減額、1億1,880万円を計上しております。

次に、2項、医業外費用でございますが、長期前払消費税が増額しておりますことから、前年度比較90万円増額の230万円を計上しております。

まとめますと、和知診療所の総費用は、前年度比較800万円減額の1億2,120万円を計上しております。

続きまして、31ページをごらんください。

3款、和知歯科診療所の事業費用でございます。

1目、給与費でございますが、正職員4人、嘱託職員2人、臨時職員3人、計9人で、5,

134万1,000円を計上しております。その中で医師の延べ人数は3人を見込んでおります。

3目、経費でございますが、賃借料において、本年度、電子カルテを購入したことによりリース料が削減されたことや、履行委託件数が減少したことによる委託料の縮小などにより、前年度比較119万4,000円減額の1,472万5,000円としております。

4目、減価償却費では、建物、機械備品、車両を合わせまして10件の償却を予定しており、前年度比較39万9,000円の増額、403万4,000円としております。

医業費用の合計、1目から5目まで合わせまして、前年度比較220万円減額の7,580万円を計上しております。

次に、2目、医業外費用でございますが。昨年と同額の110万円としております。

和知歯科診療所の総費用は、前年度比較220万円の減額、7,700万円を計上しているところでございます。

35ページをごらんください。

資本的収入の補足説明とさせていただきます。

1款、京丹波町病院の資本的収入は、新年度ゼロ円としております。この理由ですが、まず1項、企業債、こちらは前年度医師住宅建設の財源であったものであり、事業も完了したことから予算計上はございません。

次に、2項、他会計出資金でございますが、こちらは一般会計からの繰入金でございますが、平成28年度から基準内のみ繰り入れとして予算化し、元金償還金の財源に充当しておりましたが、これを全額一旦停止するものとしたところでございます。町全体の財政状況が非常に厳しいことに鑑み、病院会計が保有している流動資産、いわゆる現金預金を一時的に活用することとしたものであります。病院事業単体として考えた場合は大変厳しい選択ではございましたが、町立病院として考えた場合は、まず町財政の確保が最優先であると判断したところでございます。当然、現金預金が減るわけですので、収益的事業医業活動のほうで患者確保、収益向上に努めてまいりたいと考えております。

2款、和知診療所におきましても同様の考えでございまして、新年度予算はゼロ円としております。

3款、歯科診療所は、企業債の償還は全額終了しておりますことから、収入として見込めるものは固定資産購入の財源となる補助金でございます。新年度は、京都府から在宅療養推進基盤整備事業補助金として43万1,000円のみを見込んでおります。

37ページをごらんください。

資本的支出の補足説明をさせていただきます。

1 款、京丹波町病院では、1 項、企業債償還金、元金償還ですが、5, 3 2 6 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

具体的には、新病院を建設したものや電子カルテ、C T 装置を購入したときの企業債となっております。

2 項、建設改良における 1 目、有形固定資産購入費、器械備品購入に関する予算でございますが、1, 5 0 2 万 4, 0 0 0 円を計上いたしました。代表的なものとして、入院患者様のお食事を運ぶ温冷配膳車 2 台、エアコンの室外機、救急患者様を管理するベッドサイドモニター等の購入を予定しております。

また、病院機能を保持するため、緊急用としての予算も 2 6 0 万円程度見込んでいるところでございます。

まとめますと、支出の総額として、6, 9 2 9 万 1, 0 0 0 円を計上しております。

次に、2 款、和知診療所では、1 項、企業債償還金、元金償還ですが、2 5 7 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

具体的には、健診機器類を購入したときの企業債となっております。

2 項、建設改良費における 1 目、有形固定資産の購入費、器械備品購入に関する予算でございますが、施設機能保持のため緊急用として 1 0 0 万円の予算を見込んでおります。

まとめますと、支出総額として 3 6 7 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

最後に、3 款、和知歯科診療所でございますが、先ほど申し上げましたとおり、企業債の償還は終了しております。

1 項、建設改良費、1 目、有形固定資産購入費、器械備品購入のみとなります。訪問歯科診療所ユニット 1 台、8 6 万 3, 0 0 0 円を購入予定としております。こちらの財源は先ほど 3 5 ページでご説明いたしましたとおり、府補助金 4 3 万 1, 0 0 0 円を充当するところでございます。

以上、議案第 2 9 号 平成 3 1 年度国保京丹波町病院事業会計予算の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 十倉上下水道課長。

○上下水道課長（十倉隆英君） それでは、最後に、議案第 3 0 号 平成 3 1 年度京丹波町水道事業会計予算につきまして、補足説明のほうを申し上げます。

まず、表紙をめくっていただきまして、第 2 条、業務の予定量からですが、給水件数につきましては、対前年度 4 9 件減少の 6, 8 2 0 件とし、年間総給水量は対前年度 4, 7 4 5

立方メートル減少の279万8,455立方メートル、1日平均給水量は対前年度13立方メートル減少の7,667立方メートルの予定としており、主要な建設改良事業では、施設整備事業として、口径別にそれぞれ耐震管への更新を予定し、施設改良事業につきましても、それぞれ口径別に移設更新等を予定しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入における水道事業収益を12億5,080万円と予定し、対前年度2億650万円の減額としております。

なお、減額の要因といたしましては、受託工事収益について資産除却を伴う規模の大きな移設については4条予算に計上し資産登録の対象としたことや、繰入金及び長期前受金の減少によるものです。

支出における水道事業費用につきましては、12億4,240万円の予定とし、対前年度2億1,233万円の減額としております。

減額の要因としましては、補償経費である受託工事費の4条予算への計上や減価償却費の減少によるものです。

次のページの第4条の資本的収入及び支出の予定額としましては、資本的収入を3億8,586万円と予定し、対前年度1億411万円の増額としております。

要因としましては、企業債償還金に充当するための他会計負担金やその他資本的収入として受託工事収益分を計上したことによるものです。資本的支出は、8億183万5,000円と予定し、対前年度1,599万5,000円の増額です。

なお、支出に対して収入が不足する額4億1,597万5,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額196万5,000円と過年度分損益勘定留保資金1億6,409万5,000円、及び当年度分損益勘定留保資金2億4,991万5,000円で補填することとしております。

次に、第5条の企業債につきましては、建設改良費の財源として、水道事業債及び災害復旧事業債をそれぞれ計上し、合計では、対前年度330万円減額で、限度額を1億3,790万円としております。

第7条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、漏水や災害等不測の事象における出費に対し、柔軟で迅速な対応に期するため営業費用、営業外費用において流用できるものとしてお願いしております。

次に第8条の議会の議決がなければ流用することができない経費につきましては、職員給与費としております。

第9条の他会計からの補助金につきましては、収益的事業運営経費に要する補助金として

4億5,470万円を、資本的事業の企業債償還に充てるための負担金として1億2,000万円を、建設改良費に充てるための出資金として3,540万円をそれぞれ予定しております。

第10条のたな卸資産の購入限度額は、法定更新が必要となる量水器の購入費用として284万4,000円としております。

続きまして、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出における主なものにつきまして、予算に関する説明書の17ページからの予算明細書により説明のほうをさせていただきます。

収益的収入の1款、水道事業収益全体では、12億5,080万円を計上しており、1項、営業収益は5億3,578万4,000円とし、1目、給水収益では、本年度12月までの実調定額をもとに使用水量を203万5,645立方メートルと見込み、消費税増税分を勘案し、水道料金5億3,535万4,000円を計上しております。

2項、営業外収益では、7億1,501万6,000円としております。そのうち2目、他会計補助金につきましては、平成30年度の繰り出し基準により算出し、基準内繰入金として4億5,470万円を計上しております。

3目、長期前受金戻入では、平成29年度までの建設改良事業により収入した補助金分担金等を取得した固定資産の耐用年数にあわせて分割し、収益化したもので2億6,008万7,000円としております。

19ページをお願いいたします。

収益的支出についてです。

1款、水道事業費用につきましては、全体で12億4,240万円を計上しております。1項、営業費用、11億501万4,000円の内容としまして、1目、原水及び浄水費として、水道法に基づく浄水・原水の水質検査委託料1,860万9,000円や各浄水施設の日常点検などの施設維持管理委託料として7,713万8,000円、ろ過工程において必要な滅菌用塩素剤や凝集剤など薬品費として1,381万2,000円、浄水場やポンプ施設などの機械・電気設備類の機能を維持するための工事13カ所や取水口の浚渫工事及び突発的に発生する機械設備の故障に対応するため、維持補修工事費として5,245万4,000円など、合計で1億6,512万3,000円としております。

2目、配水及び給水費では、突発的に発生する漏水箇所を特定するための漏水調査委託料として、1調査7キロメートルで年間10調査と見込み210万円を、水道料金算出に必要な毎月の検針業務委託料として966万円を、維持補修工事費では、法定更新が必要な量水器の取り替え1,037件分や、突発的に発生する漏水修繕工事を85件と見込み、ま

た、水計及び流量計の更新工事の費用として3,908万4,000円を計上し、水道施設補修材料費としては、漏水時の補修用資材や施設管理道路の補修材など710万円を、修繕費としては、量水器1,037個分の購入経費や止水栓不良及び給水管の漏水修繕を130件と見込み804万4,000円を、合計で6,598万8,000円としております。

3目、受託工事費につきましては、小規模受託工事と消火栓取替工事3基分を見込み225万円の計上としております。

4目、総係費につきましては、給料として職員9名分、3,447万5,000円を計上し、光熱水費では、浄水場21カ所やポンプ場23カ所などの水道施設電気料金として7,080万円を、通信運搬費では水道施設の遠方監視テレメーター42回線等の費用として753万8,000円を、委託料においては、設備保守点検管理等委託料では、畑川浄水場を含む6施設の高圧受電設備保守点検や水道企業会計システム保守業務の費用として282万円を、上水道台帳整備委託料では、配水管更新に伴う管路修正2.5キロメートルや使用者変更などの追加入力及びデータ更新を行うため420万円を、債務負担行為を設定し、本年度より進めています水道事業ビジョン策定業務委託料では、平成31年度の限度額1,125万円を計上してしております。負担金につきましては、畑川ダム管理負担金960万7,000円などを計上し、総係費合計で2億843万5,000円としております。

21ページの5目、減価償却費につきましては、建物、構築物、機器類、車両などの有形固定資産減価償却費として6億3,927万3,000円を、ダム建設負担金が対象となる無形固定資産減価償却費として2,394万5,000円を、合計で6億6,321万8,000円を計上としております。

2項、営業外費用1億3,588万6,000円につきましては、1目、支払利息及び企業債取扱諸費では、企業債利息など1億2,671万2,000円としております。

2目、消費税及び地方消費税につきましては、収益的収支及び資本的収支により見込み額を算出し、861万円の計上としております。

次に、23ページをお願いいたします。

資本的収入の1項、企業債につきましては、老朽管の耐震管更新工事などの施設整備費や補償工事や災害復旧工事としての施設改良費の財源として1億3,790万円を、3項、他会計負担金として、基準内繰入金のうち元金償還金に充当するため1億2,000万円を、4項、補助金につきましては、管路更新に係る生活基盤施設耐震化補助金として1,050万円を、ふるさとの水確保対策事業補助金として、平成28年度までの統合整備事業の補助基本額の10%の5カ年分割分として1,202万4,000円の合わせて2,252万4,

000円の府補助金を、5項、基金取崩収入として企業債元金償還金に充当するため、水道事業基金取崩収入として1,433万6,000円を、6項、出資金として、一般会計出資債分を施設整備費の財源として3,540万円を、7項、その他資本的収入として府・町関係の受託工事収益として5,230万円など、合計で3億8,586万円を資本的収入として予定しております。

資本的支出につきましては、1項、建設改良費、1目、施設整備費においては、老朽管路の耐震管更新に係る測量設計委託料として、口八田地区など3カ所で延長1,595メートルを予定し、1,658万円を、生活基盤施設等耐震化工事請負費としては、口八田地区など8カ所で延長1,774メートルの更新工事を予定し、1億3,612万円を、合わせて1億5,270万円を予定しております。

2目、施設改良費につきましては、水道管の移設設計委託料として、上乙見地区砂防工事など2カ所で延長290メートルの委託を予定し685万円を、水道管移設工事請負費では、藤ヶ瀬橋水道管転化工事など7カ所で延長702メートルを予定し7,391万円を、災害復旧工事請負費では、和知北部地区及び上乙見地区災害復旧工事に伴う水道管本設工事として延長256メートルを予定し290万円を、合わせて8,366万円を予定しています。

2項、企業債償還金につきましては、元金の償還分として5億5,231万1,000円を計上しております。

3項、基金繰入支出として、収入で説明しましたふるさとの水確保対策事業補助金については、起債の元金償還金として用途が特定されているため、次年度以降の元金償還金に充てるものとし、基金利息も含めまして1,216万4,000円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、議案第30号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） お諮りします。

議案第15号 平成31年度京丹波町一般会計予算から議案第30号 平成31年度京丹波町水道事業会計予算までの審査については、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第30号は、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 3時54分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり選任することに決しました。

予算特別委員会をこの場において開催し、正副委員長の選任をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 3時56分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会において、正副委員長が決定しましたので報告します。

委員長に森田幸子君、副委員長に谷山眞智子君。

以上のとおりであります。よろしくお願ひいたします。

これで本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次の本会議は3月7日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時57分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 谷山 眞智子

〃 署名議員 西山 芳明